

令和6年度
事業計画書

公益財団法人 東京都環境公社
令和6年3月

目 次

《 事業計画書 》

I	事業運営方針.....	3
II	事業計画.....	6
1	環境調査研究事業.....	6
2	広報普及等事業.....	9
3	地球温暖化防止活動事業.....	12
4	自然環境の保全等事業.....	39
5	資源の循環利用に関する事業.....	42
6	廃棄物の適正処理及び処理技術の支援等事業.....	46
7	公益目的事業の推進に資する事業.....	50
III	予算概要.....	51
1	事業別収支の概要.....	51
2	正味財産増減の概要.....	52
IV	公社の機関.....	53
V	公社の組織.....	54
1	組織図.....	54
2	職員数.....	55
<参考>	公社の事業所等.....	56

I 事業運営方針

気候危機は、「地球沸騰化」ともいわれるほどに深刻さを増し、異常気象や頻発・激甚化する災害をもたらし、我々の生命や経済活動における重大なリスクとなっている。

東京都は、2030 カーボンハーフ、その先のカーボンニュートラルの実現に向けて、技術革新を弾みとした再エネ導入促進等により脱炭素化を加速させるとともに、自然環境と都市機能の調和を目指し、「東京グリーンビズ」を強力に推進するなど、安心・安全で持続可能な都市に向けた施策を大胆に展開している。

環境分野を専門とする都政策連携団体の公社には、エネルギーの脱炭素化や生物多様性の保全など、あらゆる分野においてスピーディに事業を展開し、都民・事業者の環境配慮行動を促していくことが求められている。

令和6年度事業運営に当たっては、現場力・専門性を最大限活かし、加速する都環境施策に着実に対応するとともに、社会課題の解決に資する自律的な取組を通じて事業の実効性を高めていく。

エネルギー分野では、次世代型技術も活用した再エネ導入の促進やエネルギー効率の最大化を後押しする支援策を強化するとともに、デジタル力を梃子とし、社会のニーズに応じた実効性の高い事業を展開し、都民・事業者の脱炭素行動に繋げていく。

自然環境分野では、生物多様性等の取組を総合的に行うため、東京都生物多様性推進センターを新設し、保全地域の維持管理を強化するとともに、地域における多様な主体との連携による生物多様性の保全のための活動を促進する。また、東京都環境科学研究所においても、科学的知見の収集・提供等を目的とし、生態系分野の調査研究に取り組み、東京都の施策展開に貢献していく。さらに、水・大気等環境改善分野に資する事業を新たに開始する。

資源循環分野では、サーキュラーエコノミーへの移行に向けて、これまで培ってきたネットワークや現場の声を活かし、自治体・事業者間の更なる連携促進に取り組むとともに、サーキュラービジネスの拡大に資する支援策を強化する。また、廃棄物処理分野では、職員の更なる技術力向上を図り、社会基盤を安定的に支えていく。

環境分野のフロントランナーとして公社が果たすべき役割が増大する今、提案力、連携力、広報力を一層磨き上げ、2030 カーボンハーフやネイチャーポジティブの実現など、都環境施策の目標達成に貢献するため、「東京都環境公社 2030 ビジョン」を令和6年度に策定する。

【主な取組事項】

(1) 環境調査研究事業

東京都環境科学研究所では、複雑化する環境課題・行政ニーズを踏まえ、生態系分野及びフロン分野の調査研究に取り組むとともに、公社内連携型プロジェクト研究（東京グリーンビズ推進に関するプロジェクト研究）を実施する。

(2) 広報普及等事業

PM2.5・光化学オキシダントの低減など、水・大気等の環境改善に資する支援・普及啓発事業を新たに開始する。

また、都民・事業者等と多様な接点を持つ公社ならではの強みを活かし、令和6年3月に新設した、様々な主体の自発的行動促進を目的としたプッシュ型広報の仕組み「TOKYO – ecosteps」を運営し、都民の環境配慮行動を後押しする。

(3) 地球温暖化防止活動事業

令和7年度開始予定の建築物環境報告書制度やHTTの取組に係る誘導策を展開するほか、助成金電子申請システムの導入推進により申請者の利便性向上を図る。また、先端技術とポテンシャルを融合した再エネ実装や建物の省エネ徹底など、都民・事業者の脱炭素行動を加速させる助成事業等を新たに17事業開始する。

また、水素情報館「東京スイソミル」では、水素社会の実装化を身近に感じることができるよう、グリーン水素の利活用を見える化したエネルギーマネジメントシステムを活用するほか、水素エネルギーの普及拡大に取り組む事業者や西新宿水素ステーションと連携したイベントを企画するなど、訴求力の高い情報発信を展開する。

(4) 自然環境の保全等事業

令和6年4月に東京都生物多様性推進センターを新設し、保全地域の維持管理、保全活動の人材育成に加えて、保全地域の植生回復・樹林再生や保全地域特有の希少種の保全など、生物多様性の保全を目的とする3事業を新たに開始する。

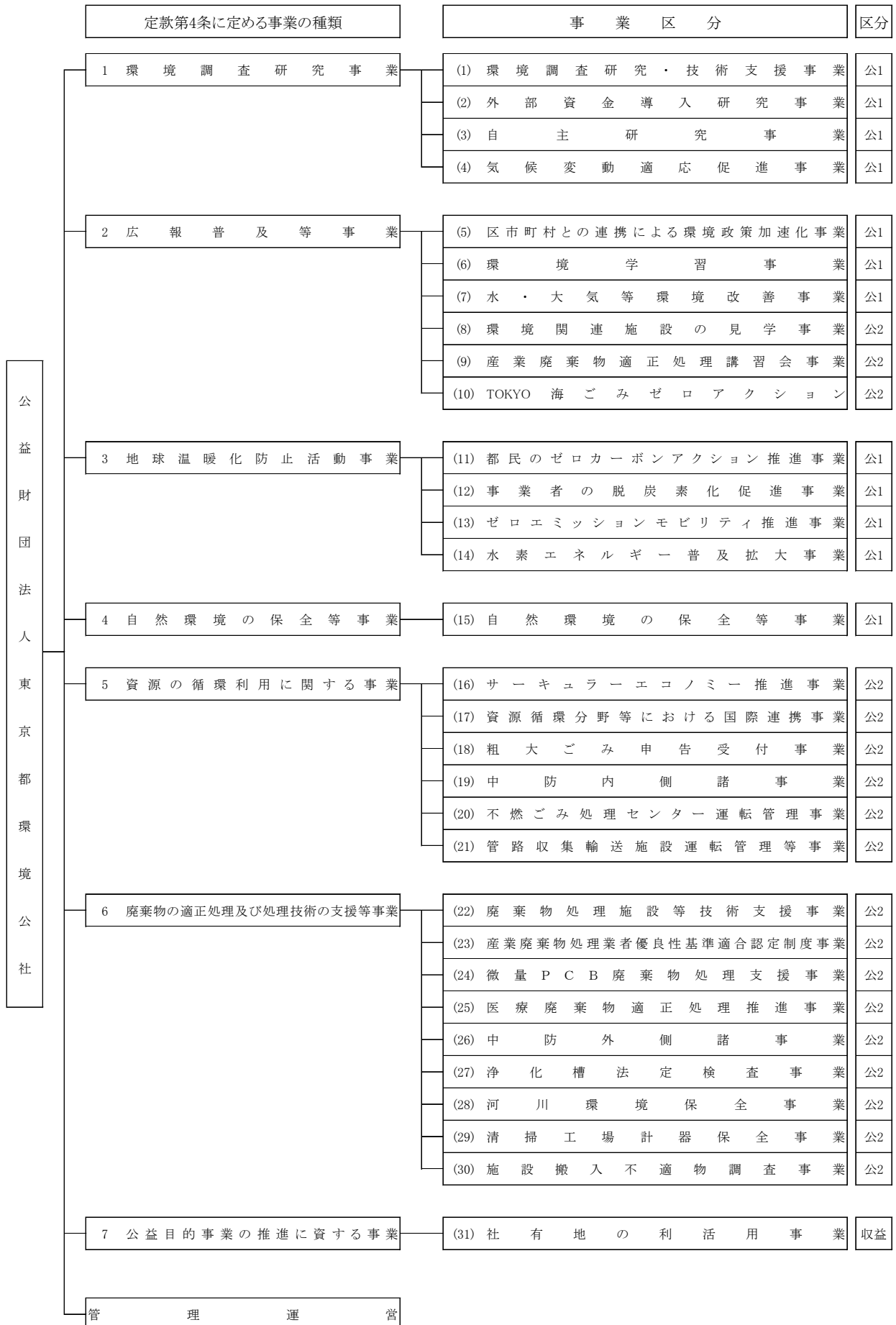
(5) 資源の循環利用に関する事業

東京サーキュラーエコノミー推進センターでは、事業者のニーズを踏まえ、相談・マッチングやサーキュラーエコノミーサロンの取組を充実させるほか、資源循環・廃棄物処理に関するDXを活用した新たな事業構築や革新的な技術・サービスの普及・定着に向けた事業者への支援など、4事業を新たに開始する。

(6) 廃棄物の適正処理及び処理技術の支援等事業

新海面埋立処分場の管理運営や清掃工場計器保全事業など、社会基盤を支える事業では、技術系職員の現場作業等に係るスキルアップに取り組み、事業運営上のリスク管理や現場ごとの安全管理を徹底するとともに、DXを推進し、廃棄物の循環利用の気づきを促す誘導策を展開する。

【事業体系図】



II 事業計画

1 環境調査研究事業 (定款第4条第1項第1号)

(1) 環境調査研究・技術支援事業 (東京都受託事業) 「事業番号(1)」

東京都における大気、水質、ヒートアイランド現象、エネルギー等の研究などを幅広く実施し、研究発表会等により研究成果を発信し、広く都民等へ知見の提供を行う。

① 調査研究

東京都の環境施策の展開に必要な科学的知見の提供を目的として、環境の改善・向上に資する幅広い調査研究業務等を実施する。

調査研究	期間
都有施設のゼロエミッションビル化に向けた調査研究	令和5～7年度
グリーンインフラによる暑熱環境改善効果に関する研究	令和4～6年度
複合化された廃プラスチックのリサイクルに関する調査研究	令和4～6年度
熱分解 GC/MS によるプラスチックの分析に関する研究	令和5～7年度
使い捨てプラスチックの削減による環境負荷低減の検証に関する研究	令和5～7年度
東京湾沿岸域における底層環境改善に関する研究	令和4～8年度
都内河川における衛生指標細菌の発生源の推定に関する研究	令和6～8年度
東京における地下水の実態把握に関する研究	令和4～6年度
水素エネルギーの実装化に向けた調査研究	令和6～8年度
自動車環境対策の総合的な取組に関する研究	令和6～8年度
微小粒子状物質の濃度低減等に関する研究	令和5～7年度
高濃度光化学オキシダントの低減対策に関する研究	令和4～6年度
有害化学物質によるリスク評価及びその危機管理に関する研究	令和5～7年度

(包括委託仕様書順)

② 環境技術支援等

東京都の環境施策の推進に必要な科学的知見・専門的技術等を提供し、環境施策の実施における信頼性の確保や環境の改善・向上に資する環境技術支援等業務を実施する。

環境技術支援等
自動車排出ガス測定体制の整備
ダイオキシン類の土壌地下水汚染に対する調査・対策に関する技術支援
自然由来等土壌の合理的な処理促進に関する技術支援
分析精度管理等
分析の精度管理等
低沸点炭化水素類の測定及びVOC簡易測定機による測定結果のクロスチェック
光化学オキシダント自動測定の精度管理
都及び区市町村の職員への技術支援
国際環境協力に関する技術支援
フロン類の大気中濃度把握に関する技術支援
環境汚染事故発生時等における緊急的対応

③ 特別研究（事業期間：令和6～8年度）

野生動植物保護に関する効果的な保護方策の検討や、東京の生物多様性の保全・回復に向けた施策を実践するため、都内における野生動植物相の把握、種の減少要因に関する解明等に資する調査研究業務を実施する。

(2) 外部資金導入研究事業 「事業番号(2)」

環境施策の推進や効果の実証を目的として、公的機関等からの外部資金を導入した研究を促進することにより、研究のレベルの向上と研究成果の一層の活用を図る。

区分	令和6年度計画	令和5年度計画	令和4年度実績
外部資金導入研究	14件	10件	11件

(3) 自主研究事業 「事業番号(3)」

① 萌芽研究・先行的研究

公社における研究体制の更なる充実と研究の質的向上を図ることを目的として、研究員の独創的なアイデアにより知見を集積する研究や公社事業に資する実践的な研究等を実施する。

区分	令和6年度計画	令和5年度計画	令和4年度実績
萌芽研究（重要性が顕在化していない環境テーマについて独創的なアイデアにより知見を集積する研究）	5件	2件	3件
先行的研究（重要性が高いものの、研究受託に至っていない課題について先行的に行う研究）	4件	7件	6件

② 持続可能かつレジリエントな都市構築に資する気候変動対策に関する研究（プロジェクト研究）

気候変動の要因や影響を与えるエネルギー、自然、環境リスク分野などの横断的・総合的な調査研究を進め、将来的に東京都の環境施策に貢献していく研究を実施する。

区分	令和6年度計画	令和5年度計画	令和4年度実績
プロジェクト研究	2件	4件	6件

(4) 気候変動適応促進事業 「事業番号(4)」

都内における気候変動適応に関する取組を促進するため、気候変動適応法及び東京都気候変動適応計画に基づき、他の研究機関等と連携による知見も含め、気候変動の影響や適応に関する情報の収集、整理、分析等を実施し、東京都と連携して区市町村や都民等に広く情報を発信する。

区分	令和6年度計画	令和5年度計画	令和4年度実績
研究所ニュース等による活動紹介	年2回	年2回	4回
PR イベント	年4回	年4回	4回
活動事例紹介セミナー開催	年1回	年2回	2回
気候変動対策に繋がる他の研究機関との連携	4件※	4件※	4件※

※令和3～6年度までの累計計画件数

2 広報普及等事業（定款第4条第1項第2号）

（1）区市町村との連携による環境政策加速化事業（東京都補助事業）【新規】

「事業番号(5)」

東京都環境基本計画に掲げる 2030 年目標の達成に向けて、東京都と連携し広域的な環境課題に取り組む区市町村等に対し助成を実施することにより、東京全体の環境政策の一層の推進を図る。

（事業期間：令和6～8年度）

【対象事業】

分野	事業（メニュー）
計画策定	環境課題の解決に向けた計画策定支援事業
ゼロエミッションの実現	地域と連携した省エネ・再エネ普及促進事業
	家庭の省エネ・再エネ促進事業
	地球温暖化対策報告書制度を活用した中小規模事業所の脱炭素化支援事業
	自動車利用の抑制推進事業
	島しょ地域における ZEV 普及促進事業
	水素エネルギー普及拡大ムーブメント推進事業
	プラスチックの持続可能な利用推進事業
	食品ロス・リサイクル対策推進事業
	廃棄物の 3R 推進事業
	フロン排出削減対策支援事業
熱中症・ヒートアイランド対策推進事業	
自然と共生する 豊かな社会の実現	生物多様性保全のための生物基礎情報調査事業
	希少な野生動植物の保全と外来種対策事業
	地域の生態系や多様な生きものの生息・生育環境の保全事業
	生物多様性に配慮・貢献する行動変容促進事業
より良質な都市環境の実現	アスベスト飛散防止対策の推進事業
	環境と健康に優しい低 VOC 塗装等の普及促進事業
	廃棄物の適正処理推進事業
横断・総合的	環境学習を通じた環境人材育成事業

（2）環境学習事業 「事業番号(6)」

次世代を担う子供たちへの環境教育の充実・強化を行うため、「小学校教員向け環境教育研修会」を実施するとともに、都民が環境について学べる機会を積極的に提供するため、「都民を対象としたテーマ別環境学習講座」を実施する。また、都民が場所と時間を選ばず環境学習ができる環境を充実させるため、環境学習用の動画を制作・配信する。

さらに、教育機関と連携し、小学校向け出前授業を都内小学校に展開するとともに、新たな環境学習コンテンツの制作を行う。

区分	令和6年度計画	令和5年度計画	令和4年度実績
小学校教員向け環境教育研修会	5回	5回	5回
都民を対象としたテーマ別環境学習講座	4回	4回	4回
環境学習動画の制作及び配信	2本	2本	2本
小学校向け出前授業	4回	4回	2回

(3) 水・大気等環境改善事業 「事業番号(7)」

① PFOS等泡消火薬剤の転換促進事業（東京都補助事業）【新規】

都内の民間事業者等を対象として、PFOS非含有消火薬剤への交換・撤去に係る費用に対する助成を実施する。

② Clear Sky実現に向けた大気環境改善促進事業（東京都補助事業）【新規】

PM2.5・光化学オキシダントの低減に向け、事業者や都民のVOC等対策への自主的な取組を促すため、対策の必要性や取組等の普及啓発を行い、大気環境改善の機運を醸成する。

(4) 環境関連施設の見学事業 「事業番号(8)」

東京都廃棄物埋立処分場の延命化やごみの減量等に向け、都民や小学生を対象とした埋立処分場及び廃棄物処理施設の見学案内業務を実施する。

区分	令和6年度計画	令和5年度計画	令和4年度実績
中防埋立処分場見学案内	1,300件	1,200件	664件
スーパーエコタウン事業施設見学会	11回	13回	8回
海と陸からの見学会	10回	10回	8回
清掃工場・埋立処分場見学会	8回	8回	5回
サマースクリーニング親子で見学会	20回	20回	10回
その他見学会	3回	3回	2回

(5) 産業廃棄物適正処理講習会事業 「事業番号(9)」

① 産業廃棄物管理責任者講習会

東京都廃棄物条例で設置が義務付けられている産業廃棄物管理責任者を対象に、排出事業者の責任に関する知識や理解を深め、適正処理等の意識向上を図ることを目的として、産業廃棄物管理責任者講習会を実施する。

区分	令和6年度計画	令和5年度計画	令和4年度実績
産業廃棄物管理責任者講習会	4回	6回	6回

② 産業廃棄物処理業者向け講習会（東京都受託事業）

静脈産業の重要な担い手である産業廃棄物処理業者が産業廃棄物の適正処理、法令遵守はもとより、環境への配慮等の付加価値を兼ね備えることで持続可能な循環型社会の実現を図ることを目的として、産業廃棄物処理業者向け講習会を実施する。

区分	令和6年度計画	令和5年度計画	令和4年度実績
産業廃棄物処理業者向け講習会 (動画配信)	1回×20週	5回×2週	5回×1週

③ 産業廃棄物処理業新入社員向けスタートアップ研修会

産業廃棄物処理業界の将来を担う人材の育成を図り、産業廃棄物の適正処理の更なる推進を目指すことを目的として、業界の新入社員を対象に、スタートアップ研修会を実施する。

(6) TOKYO 海ごみゼロアクション（東京都受託事業） 「事業番号(10)」

東京の海に新たなプラスチックごみを流出させないように、東京の海ごみ問題を「見える化」して、都民に広く啓発するとともに、区市町村、NPO等と連携し、海ごみや河川ごみの清掃活動への参加につなげる「TOKYO 海ごみゼロアクション」を実施する。

区分	令和6年度計画	令和5年度計画	令和4年度実績
清掃体験プログラムイベントの実施等	4回	4回	3回

3 地球温暖化防止活動事業（定款第4条第1項第3号）

（1）都民のゼロカーボンアクション推進事業 「事業番号(11)」

- ① 建築物環境報告書制度等に係る総合相談窓口の設置・運營業務（東京都受託事業）
建築物環境報告書制度や家庭向けの省エネ・再エネ支援制度等について、都民や事業者の理解促進を図り、安定的な制度運用につなげるため、相談を受け付ける電話相談窓口を運営する。
- ② 建築物環境報告書制度に係る普及啓発事業（東京都補助事業）
建築物環境報告書制度に係る都民・事業者の理解促進と建築物脱炭素化に向けた意識醸成を図るため、様々なチャネルを活用した多面的で効果的な広報活動を展開する。
- ③ 太陽光発電設備アドバイザー支援事業（東京都受託事業）
建築物環境報告書制度の施行に向け、都民、事業者に対し、セミナーの開催、講師派遣等、太陽光発電設備の導入検討、設置、管理運用の各段階を網羅した総合アドバイザー支援を展開する。また、太陽光発電設備の設置を妨げる都市特有の諸課題の解消に資する、優れた機能性を有する太陽光発電設備を認定する。
- ④ 太陽エネルギー普及促進事業（東京都補助事業）
都内における太陽エネルギー利用機器の導入拡大を目的として、セミナーやイベントの開催等を行う。
また、太陽光発電等に関する多様な相談に応じるとともに、各建物がどの程度太陽光発電や太陽熱利用システムに適しているかが一目で分かる Web マップ「東京ソーラー屋根台帳」の運営を行う。

区分	令和6年度計画	令和5年度計画	令和4年度実績
事業者向けセミナー等	1回	1回	1回
都民向けセミナー等			
TOKYO 太陽エネルギーフェア	6回	5回	9回

- ⑤ 家庭への HTT アクション促進事業（東京都補助事業）
家庭に対して HTT（電力をⓂへらす、Ⓜつくる、Ⓜためる）の取組の理解促進を図るため、動画の作成やイベント出展など幅広い機会を捉えてPRし、行動変容及びその定着を図る。

⑥ 地域での地球温暖化防止活動基盤形成事業（環境省補助事業）

省エネセミナーの開催やイベント出展等を通じて、地球温暖化の現状や具体的な省エネ事例の紹介、都民一人ひとりの省エネ活動を促進する。

区分	令和6年度計画	令和5年度計画	令和4年度実績
脱炭素経営セミナー開催	1回	1回	1回
イベント出展等	6件	6件	9件
講師派遣	14件※	15件	14件

※14件のうち、有料講師派遣（計画2件）は、自主事業として実施

また、地域における地球温暖化防止活動の基盤形成を目的として、家庭における温室効果ガスの排出実態を把握し、公表する。

区分	令和6年度計画	令和5年度計画	令和4年度実績
家庭における温室効果ガス排出実態の把握	1回	1回	1回

⑦ 中小規模地域家電店と連携した地球温暖化対策（東京都受託事業）

東京都と連携している団体とともに、省エネに関するノウハウを持ち、積極的に省エネ情報を提供する店舗に対して研修を行い、東京省エネマイスター店の登録・公表を行う。

⑧ 東京ゼロエミ住宅導入促進事業（東京都補助事業）

家庭におけるエネルギー消費量の低減を推進するため、都内において東京ゼロエミ住宅を新築する者に対して、その経費の一部を助成する。

（事業期間：令和元～9年度）

区分	住宅建設費に対する助成額		
	水準1	水準2	水準3
戸建住宅	30万円/戸	50万円/戸	210万円/戸
集合住宅等	20万円/戸	40万円/戸	170万円/戸

※令和6年10月に基準の引上げ、助成額の変更等を予定

⑨ 住宅用太陽光発電初期費用ゼロ促進の増強事業（東京都補助事業）

住宅所有者の太陽光発電システム設置にかかる初期費用ゼロの事業の促進と、設置後のサービス利用料の低減を目的として、初期費用ゼロサービスを実施する提供事業者に対し、経費の一部を助成する。

（事業期間：令和4～9年度）

対象設備	新築	既存
太陽光発電（3kW以下）	15万円/kW	18万円/kW
太陽光発電（3kW超）	10万円/kW（3kWを超え3.6kW以下の場合是一律36万円）	12万円/kW（3kWを超え3.75kW以下の場合是一律45万円）
蓄電池（5kWh未満）	19万円/kWh	
蓄電池（5kWh以上）	15万円/kWh （5kWh以上6.34kWh未満の場合是一律95万円）	

⑩ 災害にも強く健康にも資する断熱・太陽光住宅普及拡大事業（東京都補助事業）

ア 既存住宅における省エネ改修促進事業

既存住宅の断熱性能を向上するため、窓、ドア及び壁、屋根、天井、床等の断熱改修に対し、経費の一部を助成する。また令和6年度から、助成対象に高断熱浴槽の設置等を追加する。

（事業期間：令和4～9年度）

助成対象	助成額
高断熱窓	助成対象経費の1/3（上限額：100万円/戸）
高断熱ドア	助成対象経費の1/3（上限額：16万円/戸）
壁、屋根、天井、床等断熱材	助成対象経費の1/3（上限額：100万円/戸）
高断熱浴槽	助成対象経費の1/3（上限額：9.5万円/戸）

イ 家庭における太陽光発電導入促進事業

既存住宅及び新築住宅に対して、太陽光発電設備の導入に対し経費の一部を助成する。併せて、太陽光発電設備を導入済みの既存住宅において、パワーコンディショナーの更新に係る経費の一部を助成する。

（事業期間：令和4～9年度）

区分	概要
助成対象者	対象機器の所有者（国及び地方公共団体除く）
助成対象	太陽光発電設備 防水工事、架台工事、機能性PV（上乗せ補助） パワーコンディショナーの更新
助成額	<p><太陽光発電設備></p> <p>新築住宅 [3.6kW以下] 12万円/kW（上限36万円） [3.6kW超] 10万円/kW（50kW未満）</p> <p>既存住宅 [3.75kW以下] 15万円/kW（上限45万円） [3.75kW超] 12万円/kW（50kW未満）</p> <p><防水工事> 防水工事経費が上限</p> <p>既存集合住宅及び既存戸建住宅 18万円/kW</p> <p><架台工事> 架台設置経費が上限</p> <p>集合住宅 20万円/kW</p> <p>既存戸建住宅 10万円/kW</p> <p><機能性PV></p> <p>機能性の区分に応じて最大5万円/kW</p> <p><パワーコンディショナーの更新></p> <p>機器費及び工事費の2/1（上限10万円）</p>

ウ 家庭における蓄電池導入促進事業

家庭における太陽光発電による電気の自家消費の増大及び非常時のエネルギー自立性の向上を目的として、蓄電池システムの設置に係る経費の一部を助成する。また、デマンドレスポンス活用による供給力・調整力として電力系統へ貢献する役割を実装するため、アグリゲーションビジネス実装事業の登録アグリゲーターによる遠隔制御型デマンドレスポンス実証への同意を行う場合に限り、上乗せ助成を行う。

(事業期間：令和4～9年度)

区分	概要
助成対象者	対象機器の所有者（国及び地方公共団体除く）
助成対象	蓄電池システム、既設蓄電池へのIoT機器設置
助成額	<蓄電池システム> 機器費及び工事費の3/4（上限15万円/kWh） デマンドレスポンス実証への参加の場合上乗せ 10万円/件 <既設蓄電池へのIoT機器設置> 機器費及び工事費の1/2（上限10万円）

エ 熱と電気の有効利用促進事業

熱を無駄なく有効に利用していくため、再生可能エネルギー由来の熱利用機器の設置に係る経費の一部を助成するとともに、既存住宅への省エネ設備としてエコキュートの導入に係る経費の一部を助成する。

(事業期間：令和4～9年度)

助成対象	助成額
太陽熱利用システム	助成対象経費の1/2（上限額：55万円/戸）
地中熱利用システム	助成対象経費の3/5（上限額：180万円/台）
エコキュート ハイブリッド給湯器	助成対象経費の1/3（上限額：22万円/台）

オ 戸建住宅におけるV2H普及促進事業

都内の戸建住宅に対して、太陽光発電による電気の有効利用と家庭における非常時のエネルギー自立性の向上を目的に、V2Hの設置に係る経費の一部を助成する。

(事業期間：令和5～10年度)

区分	概要
助成対象	V2H機器費、設置工事費
助成額	<通常>助成対象経費の1/2（上限額：50万円） <増額※>助成対象経費の10/10（上限額：100万円） ※太陽光発電システムとEV又はPHVが揃う場合

⑪ 自家消費プラン（東京都補助事業）

（事業期間：令和2～3年度）

- 令和4年度をもって、助成金の交付を終了
- 令和10年度まで、電力使用量等のデータの収集業務を行う。

⑫ 東京都既存マンション省エネ・再エネ促進事業（東京都補助事業）

既存マンションにおいて、省エネ改修や再エネ導入の促進を図るために、補助活用後の概算費用と一定の効果がわかる「省エネ・再エネ検討計画書」を作成した管理組合等に対し、作成に要した費用を限度額の範囲内で全額助成する。

（事業期間：令和5～7年度）

区分	概要
助成対象者	東京都内の既存マンションの管理組合、所有者等
助成対象	省エネ・再エネ検討計画書作成費用
助成額	上限 1棟 370,000円

⑬ 賃貸住宅における省エネ化・再エネ導入促進事業（東京都補助事業）【新規】

賃貸集合住宅において、省エネ改修や再エネ導入の促進を図るために、断熱改修及び省エネ性能の診断・表示等に係る経費の一部を助成するとともに、低圧一括受電にて、全住戸に給電可能な太陽光発電システム等の設置に係る経費の一部を助成する。

（事業期間：令和6年度）

⑭ 家庭のゼロエミッション行動推進事業（東京都補助事業）

都民の省エネ家電の買替等の更なる促進を図るため、長期使用家電買替のための補助額を拡充するほか、高効率な新規家電の購入支援を追加する。また、都民の補助金申請手続きの簡素化に向けて、店舗における販売価格からの値引き方式へ変更する。

（事業期間：令和元～8年度）

⑮ 家庭の節電マネジメント（デマンドレスポンス）事業（東京都補助事業）

デジタル技術を活用して、タイムリーに節電要請及びポイント付与等を行う電気事業者に対し、その取組に必要な経費の一部を助成する。

（事業期間：令和4～6年度）

(2) 事業者の脱炭素化促進事業 「事業番号(12)」

① 中小規模事業所向け総合相談窓口（東京都受託事業）

都内事業所におけるエネルギー対策の支援強化を図るため、節電・省エネ、再エネに関する中小企業者等からの問合せを総合的に受け付けるワンストップ相談窓口を運営する。

② 中小規模事業所への省エネ推進事業（東京都受託事業）

ア 省エネルギー診断

省エネ対策について関心のある事業者に対し、個別に事業所に出向いて現場の設備やエネルギーの使用状況を直接調査・診断し、事業所の特性に応じた省エネ対策を提案する。また、新たな投資を抑えた省エネ対策として、既存設備の使用方法を改善する技術支援を現地で実施する。

区分	令和6年度計画	令和5年度計画	令和4年度実績
省エネルギー診断	600件	580件	552件
運用改善支援	100件	100件	52件

イ 地球温暖化対策ビジネス事業者の登録・紹介

地球温暖化対策に係る知見・技術をもつ事業者を「東京都地球温暖化対策ビジネス事業者」として登録し、ホームページや窓口、講習会等の機会を使って、温暖化対策に取り組む事業者に対し情報提供を行う。

ウ 地球温暖化報告書制度運用業務

中小規模事業所を対象とした「東京都地球温暖化対策報告書」の受付業務、事業者への指導や支援策の案内を行う。

また、中小企業者向け省エネ促進税制において減免対象となる、省エネ導入推奨機器の申請受付・審査業務を行う。

区分	令和6年度計画	令和5年度計画	令和4年度実績
立入調査	50件	50件	12件

エ 区市町村及び業界団体との連携

区市町村や業界団体と連携して、中小規模事業者向けに省エネ対策のポイントや進め方に関する研修会やイベント等での支援策の紹介、個別相談等を実施する。また、業種の特徴を踏まえ、具体的な省エネ手法をまとめたテキストを作成する。

区分	令和6年度計画	令和5年度計画	令和4年度実績
中小規模事業所対策推進研修会	30件	40件	32件
業種別テキスト作成	1業種	2業種	1業種
出張相談会	10件	10件	10件

③ 中小規模事業所向け省エネ型換気・空調設備導入支援事業（東京都補助事業）

（事業期間：令和3～4年度）

- 令和4年度をもって、助成金の申請受付を終了
- 令和6年度は、地球温暖化対策報告書の提出管理及び取得財産等処分等の受付を行う。

④ 環境に配慮したエネルギーステーションづくりに向けた設備等導入支援事業

（東京都補助事業）

都民の暮らしを支えるエネルギー供給拠点であるガソリンスタンドに対して、エネルギー危機への対応に加え、脱炭素化に向けた取組を加速する観点から、環境配慮型のマルチエネルギーステーションへ転換していくため、省エネルギー設備の導入に必要な経費の一部を助成する。

（事業期間：令和4～6年度）

【専門家派遣の実施】

区分	概要
支援対象事業者	都内でガソリンスタンドを営む中小企業者等
支援内容	事業者の申込に応じて省エネ・経営に関する専門家がそれぞれ訪問し、既存設備、事業の調査、助言等を実施
専門家派遣費用	無料

【省エネルギー設備の導入に係る経費の助成】

区分	概要
助成対象者	・アの専門家派遣を受けた都内でガソリンスタンドを営む中小企業者等 ・上記と共同で事業を実施するリース事業者又はESCO事業者
助成金支援内容	アの専門家派遣による提案に基づき実施する省エネルギー設備の導入を支援
助成額	助成対象経費の2/3（上限額：2,500万円）

⑤ ゼロエミッション化に向けた省エネ設備導入・運用改善支援事業

（東京都補助事業）

中小企業等の更なる省エネルギー化を推進するため、省エネ設備の導入と運用改善の実践を支援する。

（事業期間：令和5～7年度）

区分	概要
助成対象者	都内に中小規模事業所を所有または使用する中小企業者等
助成対象	・省エネ設備導入 高効率空調設備、LED照明設備、断熱窓 など ・運用改善実践支援 人感センサー等の導入、照明スイッチの細分化工事 など
助成額	助成対象経費の2/3（上限額：2,500万円） ※先進的な設備導入事業については補助率・上限額を引き上げ

⑥ 中小規模事業所向け廃熱有効利用設備導入支援事業（東京都補助事業）【新規】

工場等から発生する廃熱などを回収し有効利用するための設備（熱交換器やヒートポンプ等）の新規導入及び更新に対して助成する。

（事業期間：令和6～7年度）

区分	概要
助成対象者	都内に中小規模事業所を所有または使用する中小企業者等
助成対象	工場やオフィスから発生する未利用又は効果的に活用されていない廃熱を抽出するために必要な設備の新規導入及び更新 (熱交換器、ヒートポンプ、ヒートパイプ等)
助成額	2/3（上限1,000万円）

⑦ 中小規模事業所のゼロエミッションビル化支援事業（東京都補助事業）【新規】

都内中小企業等の更なる脱炭素化の促進を目的に、中小規模事業所のゼロエミッションビル化に係る経費に対して助成する。

（事業期間：令和6年度）

区分	概要
助成対象者	都内に中小規模事業所を所有または使用する中小企業者等
助成対象	① ゼロエミビル化設計支援 改修を行うために必要な調査、設計、計画策定等に係る経費等 ② ゼロエミビル化設備導入支援 断熱材、空調設備、再エネ設備等の導入に係る経費
助成額	① ゼロエミビル化設計支援 助成対象経費の2/3（上限額：1,000万円） ② ゼロエミビル化設備導入支援 助成対象経費の2/3（上限額：1億5,000万円）

⑧ BIMを活用した省エネ建築設計・実装支援事業（東京都補助事業）【新規】

2030年の先を見据え、新築建築物の環境性能向上をさらに促進するため、三次元設計モデルを活用した省エネ設計手法の普及に向けたトレーニング講習会を実施する。

（事業期間：令和6年度）

⑨ 中小企業等における排出量取引創出のためのモデル事業（東京都補助事業）

中小企業等における脱炭素化の取組を加速させるため、排出量取引事例を創出する取組等を実施する。

（事業期間：令和5～8年度）

区分	概要
助成対象	① J-クレジット創出に向けた取組支援 ・クレジット創出の計画策定から市場での売却までをサポートする専門家を派遣 ・計画に基づく設備投資と認証取得に要する経費を支援 ② 意欲的なCO ₂ 排出削減目標達成支援 ・自社の排出削減への支援に加え、CO ₂ 削減目標達成のためのJ-クレジットの購入に要する経費を支援

⑩ 建築物環境報告書制度推進事業（東京都補助事業）

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（環境確保条例）の一部を改正する条例（令和4年12月22日公布）に基づき、令和7年度から施行となる「建築物環境報告書制度」に対応した取組に対し助成を行う。

（事業期間：令和4～9年度）

【環境性能向上支援事業】

環境性能の高い住宅モデルの開発及び改良等に関する取組に対して、その経費の一部を助成する。

区分	概要
助成対象者	特定供給事業者等
助成対象事業	本制度の義務基準等を満たす住宅等の商品ラインナップを新規に開発・改良し、並びに都民に供給（市場投入）し、及び性能の説明を行う体制を整える取組
助成額	助成対象経費の ①1/2（上限額：2億円）又は②2/3（上限額：6,000万円） ※中小企業者等は①か②のいずれか選択可能

【設計・施工技術向上支援事業】

住宅の設計・施工技術向上に関する取組に対して、その経費の一部を助成する。

区分	概要
助成対象者	都内に本店又は支店を有し、都内の新築住宅等で床面積が2,000m ² 未満のものを供給した実績を有する建物供給事業者のうち、中小企業者等に該当する者
助成対象事業	自社又は提携他社と連携した取組による義務基準等又は誘導基準等を上回る中小規模特定建築物等の設計及び施工に係る技術向上に資する取組
助成額	助成対象経費の2/3

【環境性能向上支援事業】

特定供給事業者を対象に再エネ発電設備等について、その経費の一部を助成する。

区分	概要
助成対象者	特定供給事業者等
助成対象設備	太陽光発電システム、蓄電池、V2H
助成額	<太陽光発電設備> ① 1kWあたり12万円（3.6kW以下） ② 1kWあたり10万円（3.6kW超50kW未満） <蓄電池> 機器費、材料費及び工事費の3/4 <V2H> 1基あたり最大100万円

⑪ 集合住宅における再エネ電気導入促進事業（東京都補助事業）

集合住宅における再生可能エネルギーの利用率を高めることを目的として、集合住宅において再生可能エネルギー電気を高圧一括受電にて提供する事業者として登録した者に対し、受変電設備及び電力量計の設置費用に係る経費の一部を助成する。

（事業期間：令和6年度「助成金の交付は令和8年度まで」）

【受変電設備等】

区分	概要
助成対象	設備購入費、設置工事費
助成額	補助率：2/3 上限額：850万円（ただし1住戸当たり上限8.5万円）

【太陽光発電システム】

区分	概要
助成対象	太陽光発電システム：設備購入費、設置工事費 架台の設置に伴う防水工事：材料費、工事費（既存住宅の陸屋根への施工に限る。）
助成額	① 太陽光発電システム 新築上限額：490万円（ただし、1kWあたり上限額：10万円） 既存住宅上限額：588万円（ただし、1kWあたり上限額：12万円） ② 架台工事 上限額：980万円（ただし、1kWあたり上限額：20万円。集合住宅の陸屋根への施工に限る。） ③ 防水工事 上限額：882万円（ただし、1kWあたり上限額：18万円。既存住宅の陸屋根への施工に限る。）

⑫ 使用済住宅用太陽光パネルリサイクル促進事業（東京都補助事業）

東京都内の住宅から排出される使用済住宅用太陽光パネルのリサイクルを促進するため、リサイクルに係る費用について助成を行う。

（事業期間：令和5～9年度）

区分	概要
助成対象者	都が指定する産業廃棄物中間処理施設に、令和5年4月1日以降に使用済住宅用太陽光パネルの処理の委託を行う排出事業者
助成対象	使用済住宅用太陽光パネルを都の指定する産業廃棄物週刊処理施設においてリサイクルするために係る処理費 ※使用済住宅用太陽光パネルの発電出力(kW)に25,000円を乗じて得た額

⑬ 地産地消型再エネ増強プロジェクト（東京都補助事業）

（事業期間：令和2～5年度）

- 令和5年度をもって、助成金の申請受付を終了
- 令和6年度は、交付決定者に助成金の交付を行う。

⑭ 地産地消型再エネ・蓄エネ設備導入促進事業（東京都補助事業）【新規】

再生可能エネルギーの普及拡大、有効利用やレジリエンス向上を図るため、民間事業者が都内又は都外（都内を管轄する一般送配電供給事業者の供給区域内）に導入する地産地消型再生可能エネルギー発電等設備及び都内に単独で設置される蓄電池に係る経費を助成する。

（事業期間：令和6～8年度）

【都内設置】

区分	概要
助成対象事業者	都内に地産地消型の再エネ発電等設備、再エネ熱利用設備を設置する事業者（民間企業、学校法人、公益財団法人等）
助成対象設備	<ul style="list-style-type: none"> ・再エネ発電等設備（太陽光発電、発電設備と併せて導入する蓄電池等） ・再エネ熱利用設備（太陽熱利用、地中熱利用、バイオマス熱利用等）
助成額	<p>① 中小企業等</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 発電設備の助成対象経費の 2/3 以内 イ 蓄電池設備の助成対象経費の 3/4 以内 <p>（助成上限額：2 億円（ア＋イ））</p> <p>② その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 発電設備の助成対象経費の 1/2 以内 イ 蓄電池設備の助成対象経費の 2/3 以内 <p>（助成上限額：2 億円（ア＋イ））</p>

【蓄電池単独設置】

区分	概要
助成対象事業者	都内に蓄電池を設置する事業者（民間企業、学校法人、公益財団法人等）
助成対象設備	蓄電池
助成額	<p>① 中小企業等</p> <p>助成対象経費の 3/4 以内（上限額：900 万円）</p> <p>② その他</p> <p>助成対象経費の 2/3 以内（上限額：800 万円）</p>

【都外設置】

区分	概要
助成対象事業者	都内に事務所又は事業所を有し、都外に地産地消型の再エネ発電等設備を設置する事業者（民間企業、学校法人、公益財団法人等）
助成対象設備	再エネ発電等設備（太陽光発電、発電設備と併せて導入する蓄電池等）
助成額	<p>① 中小企業等</p> <p>ア 発電設備の助成対象経費の 2/3 以内</p> <p>イ 蓄電池設備の助成対象経費の 3/4 以内</p> <p>（助成上限額：2 億円（ア＋イ。ただし、再エネ発電容量×1 時間以上かつ 5 時間以下の蓄電池同時設置の場合に限る。それ以外の場合は、上限 1 億円））</p> <p>② その他</p> <p>ア 発電設備の助成対象経費の 1/2 以内</p> <p>イ 蓄電池設備の助成対象経費の 2/3 以内</p> <p>（助成上限額：2 億円（ア＋イ。ただし、再エネ発電容量×1 時間以上かつ 5 時間以下の蓄電池同時設置の場合に限る。それ以外の場合は、上限 1 億円））</p>

⑮ 区市町村公共施設等への再生可能エネルギー導入促進事業

（東京都補助事業） 【新規】

再生可能エネルギーの普及拡大やレジリエンス向上を図るため、区市町村が都内又は都外に導入する再生可能エネルギー発電等設備及び蓄電池に係る経費を助成する。

（事業期間：令和 6～8 年度）

区分	概要
助成対象事業者	都内区市町村
助成対象設備	<ul style="list-style-type: none"> ・再エネ発電等設備（太陽光発電、発電設備と併せて導入する蓄電池等） ・再エネ熱利用設備（太陽熱利用、地中熱利用、バイオマス熱利用等）
助成額	<p>① 助成対象経費の 2/3 以内</p> <p>② 地域間協力活性化事業の地産地消型メニュー 1/2 以内</p>

⑯ 再エネ設備の新規導入につながる電力調達構築事業（東京都補助事業）

（事業期間：令和 3～5 年度）

- 令和 5 年度をもって、助成金の申請受付を終了。
- 令和 6 年度は、交付決定者に助成金の交付を行う。

⑰ 再エネ電源都外調達事業（都外 PPA）（東京都補助事業）【新規】

都内の再生可能エネルギー利用拡大を図るため、都外に設置する再生可能エネルギー発電設備を設置し、その再エネ電力の利活用に取り組む事業者に対し、当該設備の設置に係る経費の一部を助成する。

（事業期間：令和 6～8 年度）

区分	概要
助成対象事業者	民間事業者 (民間企業、学校法人、公益財団法人、社会福祉法人等)
助成対象設備	再エネ発電設備（太陽光発電、風力発電、バイオマス発電等）及び併設する蓄電池（再エネ発電設備又は都内特定施設への単独設置も可）
助成額	<p>① 再エネ発電設備と蓄電池同時設置</p> <p>ア フィジカル PPA：再エネ発電設備 2/3 以内、蓄電池 2/3 以内</p> <p>イ バーチャル PPA：再エネ発電設備 1/2 以内、蓄電池 2/3 以内</p> <p>(助成上限額：3 億円（再エネ発電設備+蓄電池。ただし、再エネ発電容量×1 時間以上かつ 5 時間以下の蓄電池同時設置の場合に限る。それ以外の場合は、②及び③を適用))</p> <p>② 単独設置する再エネ発電設備</p> <p>ア フィジカル PPA：1/2 以内</p> <p>イ バーチャル PPA：1/3 以内</p> <p>(上限助成額：2 億円)</p> <p>③ 単独設置する蓄電池</p> <p>助成対象経費の 2/3 以内（助成上限額：1 億円）</p>

⑱ 島しょ地域における太陽光発電設備等導入事業（東京都補助事業）

島しょ地域に位置する町村公共施設、事業所、住宅等への太陽光発電設備及び蓄電池の設置を推進していくために、当該設備の設置に係る経費の一部を助成する。

（事業期間：令和 4～8 年度）

区分	概要
助成対象者	事業者（民間企業、独立行政法人、公益財団法人、社会福祉法人等）、個人・個人事業主、島しょ地域の町村
助成対象設備	太陽光発電設備、蓄電池 ※1 固定価格買取制度の設備認定を受けない設備であること ※2 未使用品のみ助成対象 ※3 蓄電池は定置用のみ助成対象
助成額	<p>①又は②いずれか小さい額</p> <p><太陽光発電設備></p> <p>① 助成対象経費の 3/4 以内の額</p> <p>② 発電出力に 1kW 当たり 30 万円を乗じて得た額</p> <p><蓄電池></p> <p>① 助成対象経費の 3/4 以内の額</p> <p>② 蓄電容量に 1kWh 当たり 30 万円を乗じて得た額</p> <p>※島しょ地域の町村は①の額</p>

⑱ 再エネ導入拡大を見据えた系統用大規模蓄電池導入支援事業（東京都補助事業）

電力の需給バランス調整を行う事業者に対して、東京電力管内の電力系統に直接接続する大規模蓄電池の導入に必要な経費の一部を助成する。

（事業期間：令和 4～10 年度）

区分	概要
助成対象者	都内に登記簿上の本店又は支店を有している法人（ただし、一般送配電事業者を除く）
助成対象設備	東京電力管内の電力系統に直接接続する 1,000kW 以上の蓄電システム
助成額	助成対象経費の 2/3 以内、ただし EV 蓄電池をリユースする場合は 3/4 以内（上限額：20 億円）

⑳ 小売電気事業者による再エネ電源先行拡大事業（東京都補助事業）

家庭等への再エネ供給を拡大するため、小売電気事業者における再エネ発電設備の開発を支援し、FIT に頼らない再エネ電源の新規開発の拡大を促進する。

（事業期間：令和 5～7 年度）

区分	概要
助成対象者	再エネ割合が 50%以下の小売電気事業者 ※エネルギー供給構造高度化法により非化石電源比率の達成が義務づけられた事業者を除く。
助成対象設備	再エネ設備の設計費・設備費・工事費
助成額	助成対象経費の 1/2（上限額：2 億円）

㉑ スマートエネルギーネットワーク構築事業（東京都補助事業）

事業所のエネルギー効率向上及び再生エネルギー導入拡大を図るため、コージェネレーションシステム (CGS) や再生可能エネルギー機器を設置し、複数の建物間でのエネルギー融通を行う取組を支援する。

（事業期間：令和 2～6 年度）

区分	概要
助成対象者	<ul style="list-style-type: none"> 都内の建築物において、CGS 及び熱電融通インフラを設置及び接続した事業者 熱電融通インフラを新たに設置し、既存の CGS に接続した事業者
助成対象設備	<ul style="list-style-type: none"> CGS 熱電融通インフラ

助成額	コージェネレーションシステム（熱電融通インフラと同時設置の場合）
	<ul style="list-style-type: none"> ・再エネ開発（※）を行う場合：対象経費の 1/2 以内（上限額：4 億円） ・再エネ開発（※）を行わない場合：対象経費の 1/3 以内（上限額：3 億円）
	熱電融通インフラ
助成額	<ul style="list-style-type: none"> ・再エネ開発（※）を行う場合：対象経費の 1/2 以内（上限額：1 億円） ・再エネ開発（※）を行わない場合：対象経費の 1/3 以内（上限額：8 千万円）
	コージェネレーションシステム（単独設置の場合）
助成額	<ul style="list-style-type: none"> ・再エネ開発（※）を行う場合：対象経費の 1/3 以内（上限額：2 億円） ・再エネ開発（※）を行わない場合：対象経費の 1/4 以内（上限額：1 億円）

※再エネ開発とは、設置する再生可能エネルギー機器の発電量が年間 4 万 5 千 kWh 以上、又は熱量（一次エネルギー換算量）が年間 439.2GJ 以上を見込める設備を導入したことをいう。

② 地域熱供給事業における脱炭素対策先導事業（東京都補助事業）

熱の脱炭素化に向け、率先的に取り組む熱供給事業者に対し、熱源機器の新設・更新等に必要な経費の一部を助成する。

（事業期間：令和 5～6 年度）

区分	概要
助成対象者	地域熱供給事業者
助成対象	<ul style="list-style-type: none"> ・効率向上に資する熱源機器への更新 ・熱需要の実態に応じた容量変更 ・高効率熱源機器の新設 <p>に係る設計費、設備費、工事費（更新に伴う撤去費含む）</p>
助成額	・助成対象経費の 1/2（上限額：2 億円）

③ 蓄熱槽等を活用したエネルギーマネジメント推進事業（東京都補助事業）【新規】

エネルギーマネジメントシステム（EMS）の導入や蓄熱槽等のエネルギー貯留設備の改修を支援する。

（事業期間：令和 6～8 年度）

④ 企業の節電マネジメント（デマンドレスポンス）事業（東京都補助事業）

デジタル技術を活用して、タイムリーに節電要請及びインセンティブ付与等を行う電気事業者に対し、その取組に必要な経費の一部を助成する。

また、都内の事業所で実施するデマンドレスポンスをより効果的に実施するためのエネルギーマネジメントへの取組に必要な経費の一部を助成する。

（事業期間：令和 4～6 年度）

⑤ アグリゲーションビジネス実装事業（東京都補助事業）【新規】

家庭の蓄電池等の遠隔制御によりエネルギーの需給をコントロールするビジネスの確立に向け、事業者のシステム構築等を支援する。

（事業期間：令和 6～7 年度）

- ②⑥ 蓄電池等の分散型エネルギーリソースを活用した
アグリゲーションビジネス支援事業（東京都補助事業）【新規】
蓄電池や太陽光発電設備等の分散型電源の導入等を支援することで、アグリゲーション
ビジネスの普及を後押しする。
（事業期間：令和 6～8 年度）
- ②⑦ 新エネルギー推進に係る技術開発支援事業（東京都補助事業）
2030 年のカーボンハーフや 2050 年のゼロエミッション東京の実現に寄与するため、大
企業を代表とするコンソーシアム等が実施する新エネルギーの開発から、当該エネルギーの
利活用・普及に資する製品・サービスに係る調査研究・技術開発・実証・実装化までの各段
階の取組を支援する。
（事業期間：令和 4～7 年度）
- ②⑧ バイオ燃料活用における事業化促進支援事業（東京都補助事業）
都民の H₂T・ゼロエミッション推進に関する意識を高めるため、東京都が、環境負荷の
より少ないバイオ燃料を活用した車両・船舶等の事業化に向けて広く公募・支援して、バイ
オ燃料開発事業者の実質負担をなくすことで、商用化・実装化のスピードを高める支援をす
る。
（事業期間：令和 5～6 年度）
- ②⑨ 企業の Scope3 対応に向けた航空貨物輸送での SAF 活用促進事業
（東京都補助事業）【新規】
航空貨物で SAF を活用することにより脱炭素化に取り組む都内企業を支援し、サプライ
チェーン（Scope3）までを含めた CO₂ 排出量の削減を推進する。
- ③⑩ ペロブスカイト太陽電池社会実装推進事業（東京都補助事業）【新規】
ペロブスカイト太陽電池の早期実用化に向けて、開発事業者が都内の屋外施設等の実環
境下において行う実証事業に要する経費の一部を助成する。
（事業期間：令和 6～7 年度）
- ③⑪ 次世代再生可能エネルギー技術社会実装推進事業（東京都補助事業）【新規】
次世代再生可能エネルギー技術の早期実用化に向けて、開発事業者が都内の屋外施設等
の実環境下において行う実証事業に要する経費の一部を助成する。
（事業期間：令和 6～7 年度）
- ③⑫ 再エネ由来電力普及促進モデル事業
東京都内における再生可能エネルギー由来による電力利用割合の向上を図ることを目的
に、小売電気事業者として太陽光発電とバイオマス発電を由来とした電力を組み合わせ、公
社施設及び都内公共施設に供給するモデル事業を実施する。

また、公社自らのカーボンニュートラルと多様なニーズに応じた再エネ事業の展開に資する取組について検討する。

③③ 省エネ型 VOC 排出削減設備導入促進事業（東京都補助事業）

石油製品の値上がりへの対応や脱炭素の取組を強化するとともに、大気環境の更なる改善のため、光化学スモッグの原因のひとつであり石油系原材料の削減等に寄与できる VOC（揮発性有機化合物）対策設備や VOC 削減装置付省エネ型空調・換気設備の導入に要する費用の一部を助成する。

（事業期間：令和 4～7 年度「助成金の交付は令和 7 年度まで」）

区分	概要
助成対象者	都内で次のいずれかの作業工程において VOC を取扱う中小企業者等 （ア）工場内塗装（工業塗装及び自動車板金塗装に限る。） （イ）印刷 （ウ）ドライクリーニング
助成対象設備	・ VOC 排出削減設備 ・ VOC 削減装置付空調・換気設備
助成額	助成対象経費の 2/3(上限額：2,000 万円/台)

③④ 省エネ型ノンフロン機器普及促進事業（東京都補助事業）

都内の温室効果ガス排出量の約 1 割を占めるフロンの排出量を削減し、脱炭素化を更に推し進めるため、冷媒にフロンを使用しない「省エネ型ノンフロン機器」の導入に要する費用の一部を助成する。

（事業期間：令和 4～5 年度「助成金の交付は令和 6 年度まで」）

（事業期間：令和 6 年度 助成内容拡充「助成金の交付は令和 9 年度まで」）

区分	概要
助成対象者	中小企業者又は個人事業主等に加えて大企業も対象 ※冷凍冷蔵倉庫及び食品製造工場を除く。
助成額	大企業 助成対象経費の 1/2 中小企業者又は個人事業主等 助成対象経費の 2/3 ※国等の補助がある場合はその額を除く。上限額については現在調整中
助成対象	設備費、据付運搬費、工事費に加えて業務費も対象

(3) ゼロエミッションモビリティ推進事業 「事業番号(13)」

① ZEV 普及促進事業（東京都補助事業）

ZEV（ゼロエミッションビークル）の普及促進を図り、自動車から排出される CO₂を削減するため、電気自動車（EV）・プラグインハイブリッド自動車（PHEV）・燃料電池自動車（FCV）等を導入する者に対して、その経費の一部を助成する。

助成対象	助成額
電気自動車（EV） 【事業期間：平成 28～令和 12 年度】	基本助成金額 最大 45 万円（個人・給電機能を有する車両の場合） ※以下要件のどちらか満たした場合、上記金額に加算 ・再エネ電力契約時最大 15 万円 ・太陽光発電設備導入時最大 30 万円 ※EV・PHEV・FCVに V2B を併せて導入した事業者には、V2B1 基につき 10 万円を上乗せ 若しくは、EV・PHEV 導入と合わせて公共用充電器を設置した事業者には普通充電器 1 基につき 5 万円、急速・超急速充電器 1 基につき 10 万円を上乗せ ※ZEV 及び非ガソリン車の一定の販売実績のあるメーカーの車両に対して、上記金額に最大 10 万円を加算
プラグインハイブリッド自動車（PHEV） 【事業期間：平成 28～令和 12 年度】	基本助成金額 最大 45 万円（個人・給電機能を有する車両の場合） ※再エネ電力契約時、又は、太陽光発電設備導入時、上記金額に最大 15 万円を加算 ※EV・PHEV・FCVに V2B を併せて導入した事業者には、V2B1 基につき 10 万円を上乗せ 若しくは、EV・PHEV 導入と合わせて公共用充電器を設置した事業者には普通充電器 1 基につき 5 万円、急速・超急速充電器 1 基につき 10 万円を上乗せ ※ZEV 及び非ガソリン車の一定の販売実績のあるメーカーの車両に対して、上記金額に最大 10 万円を加算
燃料電池自動車（FCV） 【事業期間：平成 27～令和 12 年度】	基本助成金額 最大 110 万円（個人・給電機能を有する車両の場合） ※再エネ電力契約時、又は、太陽光発電設備導入時、上記金額に最大 25 万円を加算 ※EV・PHEV・FCVに V2B を併せて導入した事業者には、V2B1 基につき 10 万円を上乗せ 若しくは、EV・PHEV 導入と合わせて公共用充電器を設置した事業者には普通充電器 1 基につき 5 万円、急速・超急速充電器 1 基につき 10 万円を上乗せ ※ZEV 及び非ガソリン車の一定の販売実績のあるメーカーの車両に対して、上記金額に最大 10 万円を加算
EV バイク 【事業期間：平成 30～令和 12 年度】	原付一種 48 万円、原付二種 48 万円、原付三輪 48 万円
外部給電器（EV） 【事業期間：平成 28～令和 12 年度】	導入経費の 1/2（上限額：40 万円）
外部給電器（FCV） 【事業期間：平成 28～令和 12 年度】	導入経費の 1/2（上限額：40 万円）
島しょ ZEV 中古車 【事業期間：令和 3～8 年度】	車両本体購入価格（上限額：30 万円）

<p>シェアリング・レンタル</p> <p>【事業期間：令和3～12年度】</p>	<p>EV・PHEV：最大75万円</p> <p>FCV：最大200万円（給電機能を有する車両の場合）</p> <p>※ZEV及び非ガソリン車の一定の販売実績のあるメーカーの車両に対して、上記金額に最大10万円を加算</p> <p>※EV・PHEV・FCVにV2Bを併せて導入した事業者はV2B1基につき10万円/台を上乗せ</p> <p>若しくは、EV・PHEV導入と合わせて公共用充電器を設置した事業者は普通充電器1基につき5万円/台、急速・超急速充電器1基につき10万円/台を上乗せ</p> <p>EVバイク：ガソリン車との差額（国補助控除）+5万円（上限53万円）</p>
<p>EVバス PHEVバス EVトラック PHEVトラック</p> <p>【事業期間：令和5～8年度】</p>	<p>二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業）」に定める基準額に2/3を乗じた額に給電機能の装備に要する費用を加えた額（上限額：8,000万円）</p> <p>※助成対象経費に国からの補助金を充当する場合は当該補助金の額を控除した額とする。</p> <p>※EV・PHEVにV2Bを併せて導入した事業者は、V2B1基につき10万円を上乗せ</p> <p>若しくは、EV・PHEV導入と合わせて公共用充電器を設置した事業者は普通充電器1基につき5万円、急速・超急速充電器1基につき10万円を上乗せ</p> <p>※グリーン経営認証又はISO14001認証取得の貨物運送事業者、バス事業者は50万円/台を上乗せ</p>
<p>燃料電池バス</p>	<p>【助成金額】</p> <p>本体購入費用の2/3の額から基準額を差し引いた額（上限額：5,000万円）</p> <p>【国補助等ができず、都が認めた場合】</p> <p>本体購入費用から基準額を差し引いた額（上限額：8,650万円）</p> <p>【国補助等の金額が本体購入費用の1/3を超える場合】</p> <p>助成金額から本体購入費用の1/3の額を超える国補助等の額を差し引いた額（上限額：5,000万円）</p> <p>【導入台数に応じた補助】</p> <p>5年以内に5台以上導入する計画書を提出した場合</p> <p>10台目まで（導入初期）：2,000万円</p> <p>11台目から（拡大期）：1,000万円</p> <p>・水素STと連動した補助</p> <p>バス事業者が営業所等に水素STの整備又は誘致を図り、商用の目的で運用する場合：2,000万円</p>
<p>燃料電池トラック</p>	<p>【車両導入に対する支援】</p> <p>車両本体価格から対象経費に3分の2をかけた額及び積載量、全長等の仕様が同等のディーゼルトラックの車両本体価格を差し引いた額（上限額：小型1,300万円、大型：5,600万円）</p> <p>【燃料費差に対する支援】</p> <p>水素と軽油の価格差をもとに算出した単価に、走行距離をかけた額から国補助等を差し引いた額（上限額：小型200万円/台、大型：900万円/台）</p> <p>※グリーン経営認証又はISO14001認証取得の貨物運送事業者、バス事業者は50万円/台を上乗せ</p>
<p>燃料電池フォークリフト</p> <p>【事業期間：令和5～12年度】</p>	<p>助成対象経費から基準額を差し引いた額の1/2</p> <p>（国補助等併用の場合、国補助等の額が助成対象経費から基準額を差し引いた額の1/2を下回る場合は、助成対象経費から基準額及び国補助等を差し引いた額）</p>

② ZEV ごみ収集車実装支援事業（東京都補助事業）【新規】

燃料電池ごみ収集車の実装化の促進及び水素ステーションの整備拡大に向けて、意欲のある区市町村と連携し、導入意向のある区市町村に車両の導入に向けた支援や車両の貸与等を行う。

（事業期間：令和 6～9 年度）

③ 空港等における FC モビリティ早期実装化支援事業（東京都補助事業）【新規】

水素利活用の取り組み支援として、来年度商用化見込みの燃料電池トーイングトラクターを導入したい事業者（リース事業者含む）に対し、エンジン式 TT と同等の負担となるように導入費用を助成する。

（事業期間：令和 6 年度）

④ 次世代タクシーの導入促進事業（東京都補助事業）

CO₂の削減に寄与するタクシー車両（EV・PHEV）に加え、環境性能が高く、誰もが利用しやすいユニバーサルデザイン（UD）のタクシー車両の導入促進を図るために、これらを購入する一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し、当該車両の購入に要する経費の一部を助成する。

（事業期間：平成 28～令和 8 年度）

助成対象	助成額
EV・PHEV タクシー車両	① EV タクシー ・都補助単独：車両本体価格の 1/4（上限額：100 万円） 中小規模事業者(※)の場合、車両本体価格の 1/2（上限額：160 万円） ・国補助併用：車両本体価格の 1/4（上限額：60 万円） ② PHEV タクシー ・都補助単独：車両本体価格の 1/5（上限額：100 万円） 中小規模事業者(※)の場合、車両本体価格の 2/5（上限額：160 万円） ・国補助併用：車両本体価格の 1/5（上限額：60 万円）
UD タクシー車両	・都補助単独：60 万円 中小規模事業者(※)の場合、100 万円 ・国補助併用：国補助と併せて 100 万円

※中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項各号に規定する中小企業者であって使用台数 200 台未満の事業者及び個人事業主

⑤ 低公害・低燃費車の普及促進事業（東京都補助事業）

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の低公害車・低燃費車の普及促進を図るため低公害・低燃費車を導入する者に対し、当該車両の購入に要する経費の一部を助成する。

（事業期間：令和 4～8 年度）

助成対象	助成対象者	助成額
ハイブリッドバス	一般乗合旅客自動車運送事業者等	・通常車両との車両本体価格の価格差から国補助額を除いた額の 1/2（上限額：250 万円） ・中小規模事業者（※1）については、通常車両との車両本体価格の価格差から国補助額を除いた額 x（上限額：250 万円）

ハイブリッド トラック	一般貨物自動車運 送事業を営む中小 企業等	<ul style="list-style-type: none"> ・通常車両との車両本体価格の価格差から国補助額及びその他補助額を除いた額の 1/2 (上限額：最大積載量 4 トン未満：16.4 万円 最大積載量 4 トン以上：57.1 万円) ・中小規模事業者（※1）については、通常車両との車両本体価格の価格差から国補助額及びその他補助額を除いた額 (上限額：最大積載量 4 トン未満：41.7 万円 最大積載量 4 トン以上：145.2 万円)
ハイブリッド 塵芥車	中小企業（※2）等	補助対象経費（※3）の 1/2（上限額：19.5 万円）

※1 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項各号に規定する中小企業者であって使用台数 200 台未満の事業者

※2 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項各号に規定する中小企業者のうち、都が定める「東京における産業廃棄物処理業者の適正処理・資源化の取組に係る優良性基準適合認定制度」の産廃エキスパート又は産廃プロフェッショナルの認定を現に受けている事業者

※3 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金交付規定に基づき公益財団法人日本自動車輸送技術協会が交付する補助金の算定額

⑥ 運輸・物流分野における脱炭素化支援事業（東京都補助事業）【新規】

国内 CO₂ 排出量のうち、CO₂ 削減率の低い運輸・物流分野の脱炭素化促進のため、製品等の輸配送に係る荷主及び運輸事業者に対して支援する。

（事業期間：令和 6 年度）

⑦ 充電設備普及促進事業（東京都補助事業）

電気自動車、プラグインハイブリッド自動車の普及拡大に向けて、その利用環境を整えることを目的に、充電設備の設置者に対し、その経費の一部を助成する。

（事業期間：平成 30～令和 6 年度）

【充電設備】

区分	概要
助成対象	設備購入費、設置工事費、先行配管工事費
助成額	<p>設備購入費：本体価格と国補助額の差額（上限額：国補助上限額と同額。蓄電池付き超急速充電設備は、助成金額に 335 万円上乗せ。）</p> <p>設置工事費：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・超急速充電設備：上限額：1,600 万円/基（公道：2,500 万円/基、大規模事業所：1,750 万円/基） ・急速充電設備：上限額：309 万円（公道：1,200 万円/基、大規模事業所：460 万円/基） ・【改正】普通充電設備：上限額：135 万円/基（2 基目以降は 68 万円/基、機械式駐車場の場合 171 万円/基） ・【新設】遠隔制御用エネマネ設備：上限 30 万円/基 <p>【新設】先行配管工事費：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機械式駐車場：上限額：30 万円/区画、機械式以外：7 万円/区画

【太陽光発電システム（V2H と同時に設置する場合に限る。）】

区分	概要
助成対象施設	集合住宅
助成対象	設備購入費、設置工事費
助成額	上限額：1,500 万円 （ただし、太陽光発電システムに係る経費は太陽電池出力 1kW あたり上限額：30 万円。蓄電池に係る経費は蓄電池 1kWh 当たり上限額：20 万円） 架台工事：上限額：980 万円 （ただし、1kW あたり上限額：20 万円。集合住宅の陸屋根への施工に限る。） 防水工事：上限額：882 万円 （ただし、1kW あたり上限額：18 万円。既存住宅の陸屋根への施工に限る。）

【受変電設備（同時に設置する充電設備の出力合計が 50kW 以上の場合に限る。）】

区分	概要
助成対象	設備購入費、設置工事費
助成額	上限額：435 万円

【運営費】

区分	概要
助成対象施設	商業施設・宿泊施設等、区市町村公共施設等（目的地充電）
助成対象	運営費（維持管理費及び電力基本料金（電力基本料金は再生可能エネルギーを利用する場合のみ））、【新設】土地使用に要する経費
助成額	維持管理費 上限額：40 万円/年(上限 3 年間) 【改正】電気料金※ 超急速充電設備 上限額：334 万円/年(上限 8 年間) 急速充電設備 上限額：66 万円/年（上限 8 年間） 【改正】※再生可能エネルギー電力割合により、上限額が変動 【新設】土地使用に要する経費 上限額:62 万円/年

【戸建住宅用普通充電設備】

区分	概要
助成対象施設	戸建住宅（再生可能エネルギー100%電力の契約等）
助成対象	設備購入費、設置工事費
助成額	通信機能付充電設備以外 2.5 万円/基 【新設】通信機能付充電設備：上限額：30 万/基（設備購入費のみ）

【V2B】

区分	概要
助成対象施設	事業のために使用する建物
助成対象	設備購入費、設置工事費
助成額	設備購入費 1 基目上限額：125 万円 2 基目上限額：187 万円 3 基目上限額：250 万円 設備工事費 設置数 1 基上限額：62.5 万円 設置数 2 基上限額：187.4 万円 設置数 3 基以上上限額：125 万円×基数

【小型 EV トラック用充電設備導入促進事業】

区分	概要
助成対象施設	実証事業の支援を受けた充電設備を設置する建物
助成対象	設備購入費、設置工事費、運営費（維持管理費及び電力基本料金（電力基本料金は再生可能エネルギーを利用する場合のみ））
助成額	設備購入費： ・超急速充電設備 上限額：167 万円 ・急速充電設備 上限額：67 万円 ・普通充電設備 上限額：16.7 万円 設置工事費： ・超急速充電設備 上限額：167 万円 ・急速充電設備 上限額：103 万円 ・普通充電設備 上限額：27 万円 運営費： 維持管理費 上限額：13 万円（維持管理費） 電力基本料金 上限額：37 万円（超急速充電設備） 上限額 20 万円（急速充電設備）

【マンション充電設備普及促進事業】

区分	概要
助成対象施設	集合住宅
助成対象	充電設備の設置に係る調査費、充電設備設置のために特別措置等を利用して新たに契約した電気料金の基本料金
助成額	調査費：上限額：18 万円/件 電気料金：上限額：18 万円/年 【新規】 高圧受電契約の場合、334 万円/年

(4) 水素エネルギー普及拡大事業 「事業番号(14)」


① 水素エネルギー普及啓発事業

ア 水素情報館「東京スイソミル」運営事業

脱炭素社会の実現に向け、グリーン水素の製造装置や水素関連技術を持つ企業と連携した企画展示を通じて、都民・事業者に対し、あらゆる分野で利用が広がっている水素エネルギーの意義や社会実装の現在地点を発信し、更なる理解の涵養を図る。

また、水素ステーションの導入を検討する中小事業者等に対し、講習会等を通じて、運営に必要な知識や技術等を提供する。

区分	令和6年度計画
館内イベントの開催	4回
館外イベントへの出展等	6回
中小ガソリンスタンド等事業者向け講習会	2回

施設名	水素情報館 
所在地	江東区潮見一丁目3番2号 (ガソリンスタンド併設型水素ステーションに併設)



令和5年8月 夏休みイベント開催



令和5年10月 HARUMI Coming! 出展

イ 水素利用拡大に向けた普及啓発事業（東京都受託事業）

都内空白地への水素ステーション整備による需要喚起効果の実証を目的として、東京都と連携し、移動式水素ステーションによる充填や効果的なPR等を通じた普及啓発活動を推進する。

区分	令和6年度計画
移動式水素ステーション運営日数	157日
水素ステーションにおける普及啓発イベントの開催	3回
水素エネルギーの普及啓発イベントの開催	3回

施設名	西新宿水素ステーション運営サイト
所在地	東京都新宿区西新宿四丁目220-6



西新宿水素ステーション運営サイト



令和5年12月 水素&クリスマスイベント

② デマンドレスポンス活用を見据えた家庭用燃料電池普及促進事業（東京都補助事業）

家庭におけるエネルギー消費量の削減と非常時の自立性の向上を推進するため、家庭用燃料電池（エネファーム）を設置した住宅に、その経費の一部を助成する。また、デマンドレスポンス活用による供給力・調整力として電力系統へ貢献する役割を実装するため、アグリゲーションビジネス実装事業の登録アグリゲーターによる遠隔制御型デマンドレスポンス実証への同意を行う場合に限り上乗せ助成を行う。

（事業期間：令和6～12年度）

区分	概要
助成対象者	対象機器の所有者（国及び地方公共団体を除く）
助成対象	都内の住宅に設置される家庭用燃料電池（エネファーム） 家庭用燃料電池（エネファーム）に併設するIoT機器設置
助成額	<家庭用燃料電池（エネファーム）> 戸建住宅 7万円 集合住宅 12万円 デマンドレスポンス実証への参加の場合上乗せ 8万円 <家庭用燃料電池（エネファーム）へのIoT機器設置> 5万円

③ 水素を活用したスマートエネルギーエリア形成推進事業（業務・産業部門）

（東京都補助事業）

ゼロエミッション東京の実現を目指し、水素エネルギーの普及拡大に向け、省エネ、低炭素化、レジリエンスの向上に資する業務・産業用燃料電池の導入に対して助成を行う。

（事業期間：令和3～7年度）

区分	概要
助成対象者	・民間事業者 ・都内の区市町村
助成対象設備	業務・産業用燃料電池
助成額	・定格発電出力が5kWを超えるもの 助成対象経費の2/3（上限額：3億3,300万円） ・定格発電出力が1.5kWを超え5kW以下のもの 助成対象経費の2/3（上限額：1,300万円）

④ 再エネ由来水素の本格活用を見据えた設備等導入促進事業（東京都補助事業）

脱炭素社会を支えるエネルギーの柱のひとつとして期待される再生可能エネルギー由来水素の普及を後押しするとともに、事業所等におけるレジリエンスを高めることを目的として、再生可能エネルギー由来水素活用設備又は純水素型燃料電池の設置に必要な経費の一部を助成する。

（事業期間：令和3～7年度）

区分	概要
助成対象者	民間事業者及び都内の区市町村等地方公共団体
助成対象設備	<ul style="list-style-type: none"> ・再生可能エネルギー由来水素活用設備 ・純水素型燃料電池 ・水素燃料ボイラー ・温水発生器 ・水素バーナー ・水素運搬設備（水素カードル、水素トレーラー、水素吸蔵合金、供給設備）
助成額	<ul style="list-style-type: none"> ・再生可能エネルギー由来水素活用設備 助成対象経費の1/2以内 ・純水素型燃料電池 助成対象経費の2/3以内 ・水素ボイラー 助成対象経費の2/3以内 ・温水発生器 助成対象経費の2/3以内 ・水素バーナー 助成対象経費の2/3以内 ・水素カードル及び水素トレーラー 1N m³当たり1万円以内 ・水素吸蔵合金 1N m³当たり14万円以内 ・供給設備 6,300万円以内

⑤ グリーン水素製造・利用の実機実装等支援事業（東京都補助事業）

都内でのグリーン水素の製造・利用を促進するため、水素製造設備を取り扱うメーカー等からグリーン水素の製造から利用までの機器構成等のモデルプランの提案を受け、これを都内の事業所等に設置する事業者に対し、設置経費等を助成する。

（事業期間：令和5～7年度）

⑥ 水素ステーション設備等導入促進事業（東京都補助事業）

水素エネルギーの利用拡大を図ることを目的として、水素ステーションを設置する者に対して整備等に係る経費を助成する。

（事業期間：平成 26～令和 7 年度）

助成対象		大規模事業者	中小事業者
大規模水素供給設備		全額助成 国補助含め上限額：10 億円	
大規模以外の水素供給設備		4/5	10/10
障壁設置		上限額：3,000 万円	
併設・転換に伴う損失支援		上限額：500 万円	
土地造成費に対する支援		上限額：2 億円	
次世代キャノピー整備に対する支援		上限額：1 億円	
燃料電池バスの対応に必要な増設・改修		上限額：4 億円	
水素パイプライン整備費		上限額：10 億円	
運営費	土地賃借料	大企業：賃借料相当の 4/5（既設分は 1/4） 中小企業：賃借料相当の 10/10（既設分は 1/4）	
	設備運営費	500 万円（燃料電池バス 対応 2 系統：2,000 万円）	1,000 万円（燃料電池バス 対応 2 系統：4,000 万円）
	水素ステーションに対し、 水素と軽油の価格差を補助	水素と軽油の価格差	

⑦ 水素ステーションとカーシェア等のパッケージ支援事業

（東京都補助事業） 【新規】

水素ステーションの整備拡大と新たな事業モデル構築を図るため、より低コストな 35MPa の水素ステーション事業とカーシェア等を併せて実施する事業者に対象経費をパッケージで支援する。

（事業期間：令和 6～8 年度）

4 自然環境の保全等事業 (定款第4条第1項第4号)

(1) 自然環境の保全等事業 (東京都受託事業) 「事業番号(15)」

① 保全地域体験プログラムの運営

都民に緑地保全活動の良さを体感してもらい、新たなボランティア人材の掘り起こしと定着を図るため、保全活動未経験者でも参加しやすい体験プログラムを実施する。

区分	令和6年度計画	令和5年度計画	令和4年度実績
保全地域体験プログラム	40回	40回	36回

② 森林・緑地保全活動情報サイト「里山へGO！」の運営

森林・緑地保全活動情報サイト(里山へGO!)の運営を通じて、森林・緑地保全活動希望者と活動場所及び保全地域活動団体とのマッチングを図り、ニーズとレベルに応じた活動情報を提供する。

また、自治体等が主催する都民等を対象としたイベントに出展し、里山へGO!等の広報を行う。

区分	令和6年度計画	令和5年度計画	令和4年度実績
イベント出展	6回	6回	4回

③ 東京グリーンシップ・アクション、東京グリーン・キャンパス・プログラムの運営

保全地域の良好な自然環境を維持するとともに、幅広い層の都民に自然環境への関心を高めてもらうため、企業、大学、NPO等の多様な主体と連携して、東京グリーンシップ・アクション及び東京グリーン・キャンパス・プログラムを実施する。

区分	令和6年度計画	令和5年度計画	令和4年度実績
東京グリーンシップ・アクション	40回	30回	25回
東京グリーン・キャンパス・プログラム	5回	5回	5回

④ 保全地域サポーター運営業務

自然体験活動のリピーター等を対象に保全地域サポーター認定希望者を募集し講習を行う。

また、東京都が認定した「保全地域サポーター」を対象とした、保全地域におけるボランティア活動機会を提供することにより、保全地域活動団体の支援を行う。

区分	令和6年度計画	令和5年度計画	令和4年度実績
保全地域サポーター認定講習	1回	1回	1回
保全地域サポーター活動	12回	10回	2回

⑤ 保全地域コーディネート業務

保全地域の価値・魅力の向上を図りつつ、生物多様性の拠点として機能させるため、自然環境調査により各保全地域の現状及び特徴を捉え、生物多様性保全に係る専門家からの助言、指導を得ながら、活動団体など各主体との合意形成を図り、保全・活用に向けた目標設定、作業選定及び役割分担の整理、改善提案を行う。

区分	令和6年度計画	令和5年度計画	令和4年度実績
コーディネート対象地域	12 地域	10 地域	5 地域

⑥ 保全地域活用フィールドの管理等業務

保全地域において、以下の管理業務を実施する。

- ・ 支障木・危険木等の伐採及び剪定
- ・ 雑木林の萌芽更新や下草刈り、竹林管理
- ・ 保護柵や看板等の補修工事、案内板の設置
- ・ 希少動植物の生育状況や盗掘等被害状況の確認
- ・ 保全活動団体への指導・助言、講習会の実施
- ・ チェーンソー、杭及びロープ等保全活動に必要な資機材の貸与・支給

⑦ 保全地域林縁部の保全

保全地域の境界沿い及びその周辺に生育し、災害時には周囲の建築物・道路等へ被害を与える恐れのある樹木について、伐採・処分することで安全性の向上及び生物多様性の保全を図る。

区分	令和6年度計画	令和5年度計画	令和4年度実績
林縁部の植生管理	18 地域	14 地域	11 地域

⑧ 保全地域におけるナラ枯れ被害木対応業務

ナラ枯れにより枯死した被害木を伐採し、保全地域を利用する都民及び周辺住民の安全を確保するとともに、ナラ枯れ被害の拡大を防止するため、適正処理を実施する。

⑨ 保全地域におけるアライグマ捕獲等調査

保全地域におけるアライグマによる生態系被害の実態把握を行うとともに、被害の軽減を目的とした捕獲を実施する。

区分	令和6年度計画	令和5年度計画	令和4年度実績
捕獲等調査	13 地域	9 地域	6 地域

⑩ 保全地域における自然再生事業【新規】

保全地域において、人の手による維持管理（萌芽更新等）による好循環なサイクルにより、多様な動植物が生息する自然環境を再生する。

区分	令和6年度計画
自然再生事業対象地域	2 地域

⑪ 保全地域における希少種対策【新規】

保全地域において優先的に保全すべき希少種について、積極的な保護・増殖に向けた検討及び取組、生育環境を保全するための植生管理や環境整備を実施する。

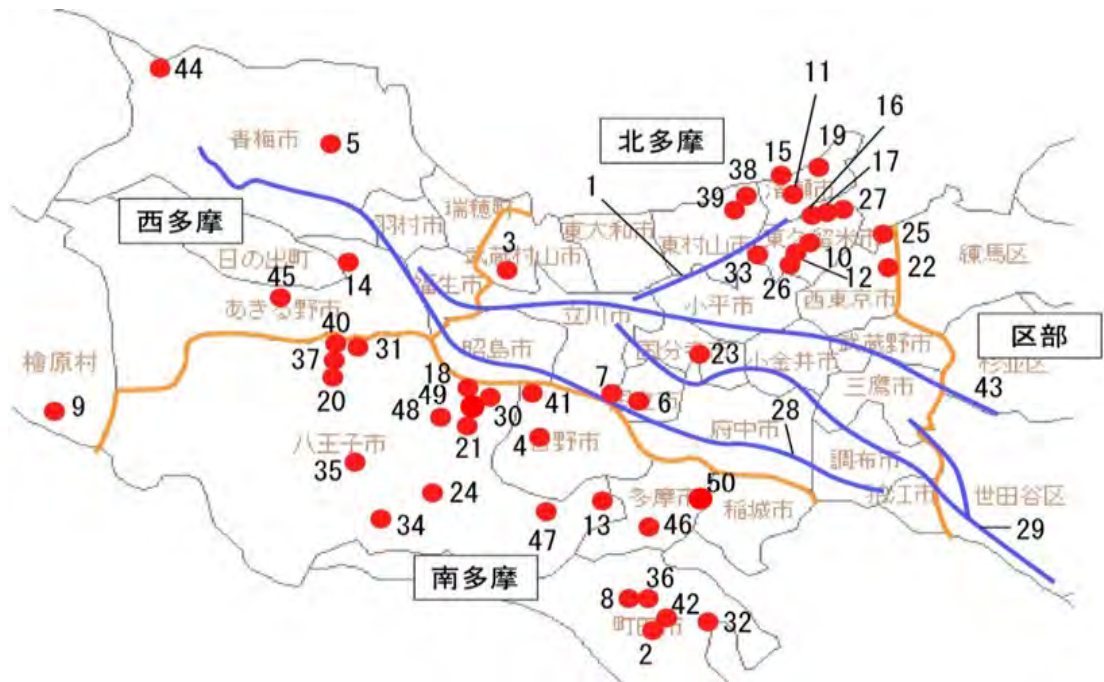
区分	令和6年度計画
希少種対策地域	4地域

⑫ 保全地域における外来種対策【新規】

保全地域の多様な生態系の創出空間である湿地等において、他の在来植物の生育場所を脅かし、湿地の乾燥化の原因となる外来植物（キショウブ）を除去し、湿地本来の生態系の保全・回復を図る。

区分	令和6年度計画
外来種対策地域	2地域

(参考) 令和6年3月現在の保全地域の指定状況 50地域 (約760ha)



5 資源の循環利用に関する事業（定款第4条第1項第5号）

（1）サーキュラーエコノミー推進事業 「事業番号(16)」

① サーキュラーエコノミーの推進に係る情報発信・相談マッチング事業

（東京都受託事業）

サーキュラーエコノミーの実現に向けて、都民・事業者等から資源の循環利用に関する相談をワンストップで受け付けるとともに、先進的な資源の循環利用の取組など、都民・事業者が主体的に取り組むための具体的な方策や手段等の情報発信やシンポジウムを実施する。

また、事業者や自治体等の多様な主体の連携と支援を目的とした「サーキュラーエコノミーサロン」を開催する。

区分	令和6年度計画	令和5年度計画	令和4年度実績
個別相談・マッチング	40件	30件	36件

② サーキュラー・エコノミーの実現に向けた社会実装化事業（東京都補助事業）

都内自治体や民間事業者等多様な主体と連携し、地域密着型サーキュラービジネスの創出に向けた補助を実施する。

（事業期間：令和6年度）

（基金1,000万円）

区分	概要
補助対象者	法人格を有する団体又は任意団体等
補助対象	都内におけるサーキュラーエコノミーの実現に繋がるプラスチックや食品ロスの削減に係る取組のうち、地域でのモデル事業や実証事業、関連する調査や情報発信等を行うもの
補助額	補助対象経費の1/2

③ 小売ロス削減総合対策（東京都補助事業）【新規】

都内食品小売業を対象として、食品ロスの発生抑制に寄与する機器類の導入や余剰食品のフードバンクへの寄贈経費の補助など、メニュー選択式の総合対策を展開する。

区分	概要
補助対象者	都内食品小売業
補助対象	・食品ロスの発生抑制に寄与する機器類の導入経費 ・フードバンクへの寄贈経費 等

④ プラ製容器包装等・再資源化支援事業（東京都補助事業）

都内の家庭から排出される廃プラスチックの焼却量を削減し、プラスチックの持続可能な利用の促進を図るため、区市町村が実施する全てのプラスチック製容器包装の分別収集及びプラスチック使用製品の分別収集について、その経費の一部を助成する。

（事業期間：令和2～8年度「補助金の交付は令和9年度まで」）

（基金44億4,899万円）

区分	概要
補助対象者	都内区市町村
補助対象	<p>① スタートアップ支援</p> <p><準備事業></p> <p>プラスチック製容器包装等の分別収集の新たな実施に向けた調査又は住民への普及啓発等の事業</p> <p><分別収集の実施事業></p> <p>プラスチック製容器包装等の分別収集を新たに実施する事業</p> <p>② レベルアップ支援</p> <p>プラスチック製容器包装等の分別収集を既に実施している区市町村が分別実績の向上に向けた取組を新たに実施する事業</p>
補助額	<p>① スタートアップ支援</p> <p><準備事業></p> <p>補助対象経費の 1/2</p> <p><分別収集の実施事業></p> <p>事業開始月から数えて 1 年間・・・補助対象経費の 1/2</p> <p>事業開始月から数えて 2 年目から 3 年目未満までの間・・・補助対象経費の 1/3</p> <p>事業開始月から数えて 3 年目から 4 年目未満までの間・・・補助対象経費の 1/4</p> <p>② レベルアップ支援</p> <p>補助対象経費の 1/2</p>

⑤ 3R アドバイザーによる事業系廃棄物の 3R 推進（東京都受託事業）

都内大規模オフィスビル等から排出される廃プラスチックの焼却量を削減し、廃プラスチックをはじめとする事業系廃棄物の 3R の促進を図ることを目的に、区市町村と連携し、廃棄物に関する知見を有する 3R アドバイザーによる的確な助言を実施する。

区分	令和 6 年度計画	令和 5 年度計画	令和 4 年度実績
3R アドバイザー業務	100 件	100 件	43 件
アフターフォロー業務	100 件	80 件	12 件
3R の普及促進（講習会）	20 件	20 件	6 件

⑥ 産業廃棄物処理業の循環経済移行促進のための普及啓発等事業

（東京都受託事業） 【新規】

リサイクルや CO₂ 削減を進めたい排出事業者や、リサイクル素材を調達したい製造業者・建設業者等とマッチングを促進することを目的として、産業廃棄物処理業者へのコーディネートなど支援方法を検討するため、セミナー・出前講座・個別相談会を実施し、コーディネート事例の掘り起こしを図る。

区分	令和 6 年度計画
セミナー・出前講座の実施	4 回
個別相談会の実施	2 回

⑦ 資源循環・廃棄物処理のDX推進事業（東京都補助事業）【新規】

産業廃棄物処理業者が行うDXを活用したサーキュラーエコノミーに資する事業構築に対する取組を支援する。

区分	概要
補助対象者	優良性基準適合認定制度に基づく「産廃エキスパート」又は「産廃プロフェッショナル」の認定を受けている産業廃棄物処理業者等
補助対象	資源循環・廃棄物処理に関するDXを活用したサーキュラーエコノミーに貢献する新たな事業構築の取組

⑧ サークュラー・エコノミーへの移行推進（東京都補助事業）【新規】

サーキュラーエコノミーへの早期移行を目的として、革新的な技術・サービスの普及・定着に向けた事業者への支援を実施する。

区分	概要
助成対象者	法人格を有する団体又は任意団体等
助成対象	2Rビジネス又は水平リサイクルの社会実装に向けて事業着手や事業拡大を行うプロジェクト

(2) 資源循環分野等における国際連携事業（東京都受託事業）「事業番号(17)」

東京都の資源循環分野等における国際連携として、海外諸都市を対象に東京都の資源循環分野等の環境政策に関する情報発信、ワークショップ、研修、都内施設見学受け入れなどを実施する。

区分	実施内容
窓口業務	① 海外行政機関等による都内施設見学（オンライン見学を含む。）の施設受入及び都政説明受入に関する調整 ② 海外都市の資源循環の状況についての情報収集
セミナー等業務	① アジア大都市を中心とした「資源リサイクルの促進」等に係るオンラインセミナーの実施 ② 都の指定する都市における3R推進及び廃棄物処理改善のためのオンラインミッションの実施

(3) 粗大ごみ申告受付事業 「事業番号(18)」

令和6年度は、令和5年度末をもって終了した本事業の拠点である神田情報センターの原状回復工事等の残務処理業務を実施する。（令和6年7月末まで）

(4) 中防内側諸事業 「事業番号(19)」

中央防波堤内側埋立地における、中間処理施設等の廃棄物処理を安全かつ安定的に行うことを目的として、廃棄物の受付及び環境保全対策等の業務を実施する。

区分	実施内容
1 廃棄物の受入等業務	① 廃棄物の受付業務及び処理手数料の徴収等業務 ② 運搬車両の誘導及び搬入物の確認・調査・指導等業務
2 中防処理施設内汚水収集及び槽、管渠清掃作業	① 中防不燃汚水雨水収集及び槽清掃作業 ② 中央防波堤内側埋立地管渠等清掃作業 ③ 粗大ごみ破碎処理汚水槽清掃作業 ④ 灰溶融施設構内及び管渠等清掃作業
3 粗大ごみ等破碎ごみの積込等業務	① 破碎ごみ積込運搬・管理誘導業務 ② 破碎ごみ整理等業務 ③ 破碎ごみ内の金属（鉄・非鉄）選別業務
4 粗大ごみ等一時保管に係る運搬管理業務	① 中防不燃ごみ処理センターにおける粗大ごみの整理、適正管理及び積込業務 ② 粗大施設受け入れヤードと中防不燃ごみ処理センター間等の粗大ごみの搬送業務

(5) 不燃ごみ処理センター運転管理事業 「事業番号(20)」

中防及び京浜島不燃ごみ処理センターの2施設において、23区で唯一の最終処分場の延命化のため、東京23区内の一般家庭等から排出された不燃ごみを適正に処理するとともに、鉄・アルミを回収して資源物を可能な限りリサイクルする業務を実施する。

区分	令和6年度計画			令和5年度計画			令和4年度実績		
	処理量等 (t)	作業(稼働) (日)	日量 (t)	処理量等 (t)	作業(稼働) (日)	日量 (t)	処理量等 (t)	作業(稼働) (日)	日量 (t)
中防不燃ごみ処理センター	28,768	311	93	32,403	311	104	29,184	311	94
京浜島不燃ごみ処理センター	21,277	309	69	20,729	310	67	13,602	310	44

(6) 管路収集輸送施設運転管理等事業 「事業番号(21)」

臨海副都心地域（青海・台場・有明）の集合住宅等から排出される廃棄物を処理するため、管路収集輸送施設の運転管理業務を実施する。

また、各建物に設置されている、ごみ貯留ドラム等の利用者設備の保守点検業務を、各建物管理者等から受託し、実施する。

区分	令和6年度計画	令和5年度計画	令和4年度実績
1 管路収集輸送施設の運転管理業務（作業日数）	365日	366日	365日
2 管路輸送施設利用者設備保守点検業務（ごみ貯留ドラム数）	67基	68基	68基

6 廃棄物の適正処理及び処理技術の支援等事業（定款第4条第1項第6号）

（1）廃棄物処理施設等技術支援事業 「事業番号(22)」

廃棄物処理施設の建設や維持管理、施設の整備計画に伴う基礎調査・基本設計等の技術支援業務について、市町村等から受注し、実施する。

区分	委託元	令和6年度計画	令和5年度計画	令和4年度実績
ごみ処理施設建設及び維持管理に関する技術支援業務	多摩地区市町村等	5件	6件	6件
	島しょ町村等	7件	7件	7件
	その他	3件	3件	5件

（2）産業廃棄物処理業者優良性基準適合認定制度事業 「事業番号(23)」

「東京における産業廃棄物処理業者の適正処理・資源化の取組に係る優良性基準適合認定制度」の第三者評価機関として、評価認定業務を厳正かつ公正に実施し、東京都が定める優良性基準に適合する産業廃棄物処理業者を認定するとともに、排出事業者に対して情報提供を行う。

区分	名称	申請区分	令和6年度計画	令和5年度計画	令和4年度実績
第1種 評価基準	産廃エキスパート	新規	3件	3件	4件
		更新	47件	78件	33件
第2種 評価基準	産廃プロフェッショナル	新規	3件	3件	3件
		更新	25件	25件	18件
合計			78件	109件	58件

（3）微量 PCB 廃棄物処理支援事業（東京都補助事業） 「事業番号(24)」

有害物質である微量 PCB 廃棄物の処理促進を目的として、都内中小企業者から発生した微量 PCB を含む廃絶縁油等の処分や微量 PCB を含むおそれのある絶縁油の濃度分析を実施する者に対して、その経費の一部を助成する。

（事業期間：令和3～7年度「助成金の交付は令和8年度まで」）

（基金6億5,900万円）

区分	概要
助成対象者	都内中小企業者等・都民
助成対象	<ul style="list-style-type: none"> ・微量 PCB 廃絶縁油等の処分 ・微量 PCB の濃度分析
助成額	助成対象経費の 1/2

(4) 医療廃棄物適正処理推進事業 「事業番号(25)」

① 医師会・医療廃棄物適正処理推進事業

公益社団法人東京都医師会と共同で都内診療所等から排出される医療廃棄物について、排出から最終処分までを電子マニフェスト等によって追跡管理し、その処理状況を排出事業者へ報告する。

区分	令和6年度計画	令和5年度計画	令和4年度実績
参加医療機関	1,050件	1,150件	998件

② 病院・医療廃棄物適正処理推進事業

都内大規模病院等から排出される医療廃棄物について、排出から最終処分までを電子マニフェスト等によって追跡管理し、その処理状況を排出事業者へ報告する。

区分	令和6年度計画	令和5年度計画	令和4年度実績
参加病院	60件	60件	57件

(5) 中防外側諸事業（東京都受託事業） 「事業番号(26)」

東京都廃棄物埋立処分場における廃棄物処理を安全かつ安定的に行うことを目的として、廃棄物の受入、埋立作業及び環境保全対策等の業務を実施する。

事業項目	実施内容
1 埋立作業計画の作成業務	① 埋立作業計画の作成 ② 廃棄物搬入量の集計
2 一般廃棄物の受入業務	① 焼却残灰等の搬入者確認 ② 搬入車両の誘導及び指導
3 産業廃棄物の受入業務	① 廃棄物搬入者の確認 ② 廃棄物の内容確認及び指導等 ③ 搬入の受付、処理手数料の徴収等 ④ 廃棄物搬入車両の誘導
4 都市施設廃棄物の受入業務	① 廃棄物搬入者の確認 ② 廃棄物の内容確認及び指導等
5 廃石綿受入業務	① 廃棄物搬入者の確認 ② 廃棄物の内容確認及び指導等 ③ 廃棄物搬入車両の誘導
6 廃棄物埋立作業	① 廃棄物の敷き均し転圧作業 ② 処分場内の中間覆土作業 ③ 処分場内の堀削、整地、搬入路・踊り場の造成作業 ④ 埋立作業現場の散水作業
7 産業廃棄物の分析業務	① 産業廃棄物（汚泥、燃え殻、ばいじん、鉱さい）の分析
8 防火及び埋立処分場内警備等業務	① 防火・警備の場内パトロール ② 埋立作業時間帯外の埋立処分場関連施設等の警備 ③ 開場時間帯内の処分場への進入車両の監視 ④ 災害等発生時の初期対応、緊急連絡

9 飛散ごみ対策等環境保全作業	① 処分場内の幹線・周回道路等の清掃・飛散ごみの収集作業 ② 洗車場側溝等の清掃、ドロ落とし施設の汚水収集・清掃作業 ③ 残灰等のごみ飛散防止の散水作業
10 散水作業	① 処分場内の搬入道路・周回道路等の散水作業 ② 廃棄物空け場等の巡回による散水作業
11 場内緑化整備等	① 処分場内緑化状況調査 ② 除草 ③ 植樹及び管理 ④ 埋立処分場自生木移植及び管理 ⑤ 植樹散水・薬剤散布
12 埋立作業用車両等の整備	① 車両故障修理 ② 各種定期点検 ③ 車両整備 ④ 安全運転旗等製作・設置 ⑤ 労働安全規則に基づく特殊車両（クレーン車等）の定期検査 ⑥ バック修理、タイヤ交換
13 最終覆土及び最終覆土作業用仮設道路造成等作業	① 処分場内における覆土材の運搬作業等 ② 処分場内の覆土作業及び整地・整形作業 ③ 覆土用道路の造成及び処分場内搬入路の整地・整形作業

(6) 浄化槽法定検査事業 「事業番号(27)」

浄化槽法の指定検査機関として浄化槽法第 7 条及び第 11 条に基づく法定検査を実施するとともに、必要に応じて、管理者に対して改善策等の助言を行う。

区分	令和 6 年度計画	令和 5 年度計画	令和 4 年度実績
浄化槽法第 7 条検査	140 件	140 件	164 件
浄化槽法第 11 条検査	5,000 件	4,800 件	4,797 件

(7) 河川環境保全事業（東京都受託事業） 「事業番号(28)」

河川における衛生的環境の確保と美観の保持を図ることを目的に、東京都の代表的な河川である隅田川や神田川等 29 河川の浮遊ごみ等回収処理作業及び河川清掃に使用する船舶、分室等の保守管理業務を実施する。

事業概要	区分	令和 6 年度計画	令和 5 年度計画	令和 4 年度実績
1 都の指示する河川の水面に浮遊するごみ等を除去清掃	作業日数	308 日	309 日	309 日
	対象河川	29 本	29 本	30 本
	作業距離	109km	109km	109km
2 河川水面清掃作業に必要な船舶等及び分室の保守管理	管理船舶等	22 艘	22 艘	22 艘
	機材	ショベルローダー 1 台	ショベルローダー 1 台	ショベルローダー 1 台
	施設	厩橋分室 1 棟 潮見分室 1 棟	厩橋分室 1 棟 潮見分室 1 棟	厩橋分室 1 棟 潮見分室 1 棟

(8) 清掃工場計器保全事業 「事業番号(29)」

特別区の清掃工場や民間企業等が所管する施設に設置されている排ガス分析計等の保守点検業務を実施する。

事業概要	区分	令和6年度計画	令和5年度計画	令和4年度実績
排ガス分析計等保守点検	作業日数	308日	308日	308日
	工場・施設数	23件	25件	25件
	点検基数	9,377基	9,356基	8,295基

(9) 施設搬入不適物調査事業 「事業番号(30)」

特別区の各清掃工場及び不燃ごみ処理センターの安定稼働を目的として、車両により搬入される一般廃棄物の不適物の検査業務を実施する。

区分		令和6年度計画 (作業日数)	令和5年度計画 (作業日数)	令和4年度実績 (作業日数)
合 計		304日	314日	314日
内 訳	平日	昼間	135日	179日
		昼間半日	51日	17日
		早朝	74日	74日
		夜間	0日	12日
	日・祝日	昼間	18日	18日
		昼間半日	2日	2日
		早朝	24日	12日

7 公益目的事業の推進に資する事業 (定款第4条第3項)

(1) 社有地の利活用事業 「事業番号(31)」

水素社会の実現に向けたインフラ整備を図ることを目的として、運営事業者の ENEOS との事業用地賃貸借契約期間に基づき、江東区潮見の事業用地の一部を都内初のガソリンスタンド併設型水素ステーションとして貸出を行う。

区分	面積
賃貸借部分面積	2,428.52m ²
江東区潮見事業用地 (住所: 江東区潮見一丁目3番2号)	3,388.11m ²

Ⅲ 予算概要

1 事業別収支の概要

(単位:千円)

事業名	収益	費用	他会計 振替額	増減
公益目的事業	13,484,234	14,166,939	9,288	▲ 673,417
公益目的事業1	8,602,779	9,282,752	0	▲ 679,973
1 環境調査研究事業	1,086,139	1,075,709	0	10,430
2 広報普及等事業①	130,058	213,807	0	▲ 83,749
3 地球温暖化防止活動事業	6,262,982	6,839,026	0	▲ 576,044
4 自然環境の保全等事業	1,123,600	1,154,210	0	▲ 30,610
公益目的事業2	4,881,455	4,884,187	9,288	6,556
5 資源の循環利用に関する事業	2,200,163	2,232,170	9,288	▲ 22,719
6 廃棄物の適正処理及び 処理技術の支援事業	2,573,829	2,520,822	0	53,007
2 広報普及等事業②	107,463	131,195	0	▲ 23,732
収益事業	30,000	11,394	▲ 9,288	9,318
7 公益目的事業の推進に資する事業	30,000	11,394	▲ 9,288	9,318
法人会計	2,796	37,352	0	▲ 34,556
法人会計(管理運営)	2,796	37,352	0	▲ 34,556
総合計	13,517,030	14,215,685	0	▲ 698,655

2 正味財産増減の概要

(単位:千円)

項目		金額	
一般正味財産 増減の部	公益目的 事業会計	經常収益	13,484,234
		經常費用	14,166,939
		当期經常増減額	▲ 682,705
		当期經常外増減額	0
		他会計振替額	9,288
		税引前当期一般正味財産増減額	▲ 673,417
	収益事業 会計	經常収益	30,000
		經常費用	11,394
		当期經常増減額	18,606
		当期經常外増減額	0
		他会計振替額	▲ 9,288
		税引前当期一般正味財産増減額	9,318
	法人会計	經常収益	2,796
		經常費用	37,352
		当期經常増減額	▲ 34,556
		他会計振替額	0
		税引前当期一般正味財産増減額	▲ 34,556
	合計	經常収益	13,517,030
		經常費用	14,215,685
		当期經常増減額	▲ 698,655
当期經常外増減額		0	
税引前当期一般正味財産増減額		▲ 698,655	
	法人税等	320	
	当期一般正味財産増減額	▲ 698,975	
	一般正味財産期首残高	5,383,933	
	一般正味財産期末残高	4,684,958	
指定正味財産増減の部	当期指定正味財産増減額	0	
	指定正味財産期首残高	356,081	
	指定正味財産期末残高	356,081	
正味財産期末残高		5,041,039	

IV 会社の機関

1 理事会

すべての理事をもって構成し、業務執行の決定、理事の職務の執行の監督、理事長及び常務理事の選定及び解職、事業計画及び収支予算の承認のほか、法令や定款で定められた職務を行う。

- (1) 理事長 — 法令及び定款の定めるところにより、法人を代表し、その業務を執行する。
- (2) 常務理事 — 法人の日常業務を掌理するとともに、理事長を補佐する。また、理事長に事故あるときは、その業務執行に係る職務を代行する。
- (3) 理事 — 理事会を構成し、法令及び定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 評議員会

すべての評議員をもって構成し、会社の最高意思決定機関として、評議員の選任及び解任、理事、監事及び会計監査人の選任及び解任、理事及び監事の報酬等の額、貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認のほか、法令や定款で定められた事項を決議する。

3 監事

会社の業務及び財産の状況、並びに理事の職務執行を監査し、監査報告書を作成する。必要がある場合は、評議員会・理事会で報告する。

4 会計監査人

会社は、法令の定めるところにより、会計監査人を設置する。

会計監査人は、会社の貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書、財産目録並びにキャッシュ・フロー計算書を監査し、会計監査報告書を作成する。

5 理事会・評議員会の開催予定

【理事会】

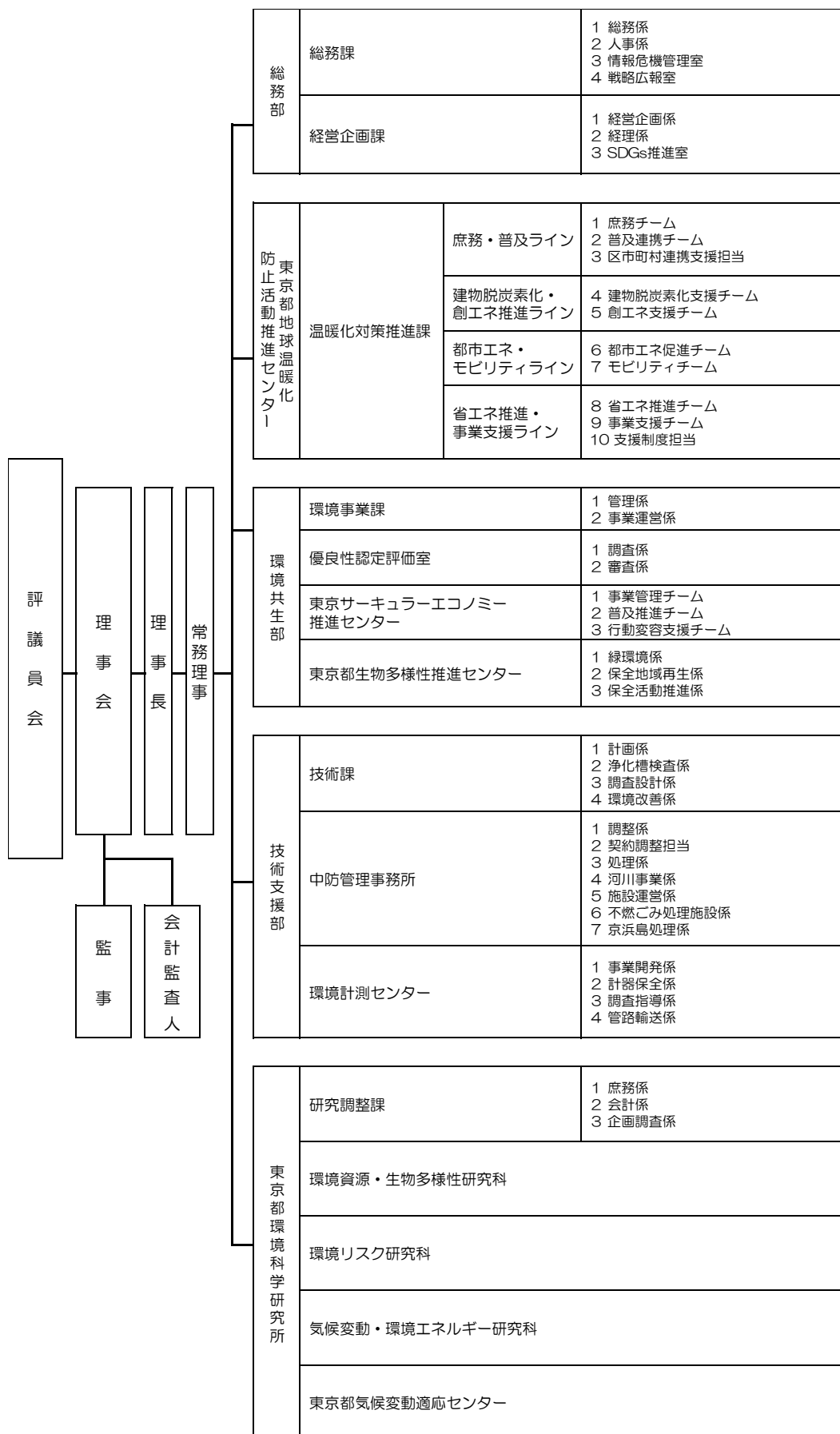
回数	付議事項	開催時期
第1回	令和5年度 事業報告・収支決算について	令和6年6月開催予定
第2回	令和7年度 事業計画・収支予算について	令和7年3月開催予定

【評議員会】

回数	付議事項	開催時期
第1回	令和5年度 収支決算について	令和6年6月開催予定

V 会社の組織

1 組織図



2 職員数

《 部 ・ 課 》	《 職 員 数 》			計
	常勤職員		非常勤職員	
	(うち管理職)			
総務部	30	(3)	4	34
総務課	16	(2)	2	18
経営企画課	14	(1)	2	16
東京都地球温暖化防止活動推進センター	132	(5)	18	150
環境共生部	51	(4)	15	66
環境事業課	8	(2)	0	8
優良性認定評価室	3	(0)	1	4
東京サーキュラーエコノミー推進センター	20	(1)	2	22
東京都生物多様性推進センター	20	(1)	12	32
技術支援部	182	(5)	17	199
技術課	22	(2)	4	26
中防管理事務所	127	(2)	13	140
環境計測センター	33	(1)	0	33
東京都環境科学研究所	50	(8)	10	60
研究調整課	11	(3)	4	15
環境資源・生物多様性研究科	11	(1)	1	12
環境リスク研究科	8	(1)	2	10
気候変動・環境エネルギー研究科	16	(2)	3	19
東京都気候変動適応センター	4	(1)	0	4
職員数計	445	(25)	64	509

注) 職員数は、令和6年4月1日の予定人員である。

公社の事業所等

(令和6年4月1日現在)

施設名	施設区分	所在地	敷地面積・施設規模等	備考
本社	民間賃貸ビル借上げ	墨田区江東橋4-26-5 東京トラフィック錦糸町ビル 5・8階	床面積 1,741.62 m ²	平成22年8月 開設
東京都環境科学研究所	都施設	江東区新砂1-7-5	敷地面積 7,281.91 m ²	平成19年4月 移管
東京都地球温暖化 防止活動推進センター	民間賃貸ビル借上げ	新宿区西新宿2-4-1 新宿NSビル 10・17階	床面積 2,893.23 m ²	平成20年4月 事業開始
ガソリンスタンド併設型 水素ステーション	土地賃貸	江東区潮見1-3-2	2,428.52 m ²	平成27年9月 開始
水素情報館 東京スイソミル	公社施設		959.59 m ²	平成28年7月 開館
多摩分室 (自然環境保全・浄化槽検査)	都施設	立川市錦町4-6-3 東京都立川合同庁舎3階 多摩環境事務所内	床面積 約57.93m ²	平成27年4月 事業開始
東京都生物多様性推進センター	民間賃貸ビル借上げ	東京都立川市錦町2-4-2 CB立川ビル6階	床面積 218.18m ²	令和6年4月 事業開始
神田情報センター 【令和6年7月閉鎖】	民間賃貸ビル借上げ	千代田区鍛冶町2-2-2 神田パークプラザ4階	床面積 538.60 m ²	平成8年10月 開設
東京都廃棄物埋立処分場	都施設	江東区海の森三丁目地先	中央防波堤外側 埋立処分場 約3,140,000 m ²	昭和53年4月 事業開始
		江東区青海三丁目地先	新海面処分場 約4,800,000 m ²	
中防不燃ごみ処理センター	一組施設(※)	江東区海の森2-4-79	床面積 34,575 m ² 処理能力 48t/h×2系列	昭和61年10月 事業開始
京浜島不燃ごみ処理センター	一組施設(※)	大田区京浜島3-7-1	床面積 41,679 m ² 処理能力 8t/h×4系列	平成8年11月 事業開始
ごみ管路収集輸送施設	一組施設(※)	江東区有明2-3-10 有明清掃工場内	床面積 55.00 m ² 総管長 約16km	平成7年12月 事業開始
潮見分室 (河川環境保全)	都施設	江東区潮見1-29-8	床面積 253.4 m ²	昭和61年4月 事業開始
厩橋分室 (河川環境保全)	都施設	台東区蔵前2-15-2	床面積 383.6 m ²	昭和61年4月 事業開始

※ 一組施設とは、東京二十三区清掃一部事務組合が所管する施設